

平成三年十月三十一日発行

萬葉學會

神代紀天石窟の段の一問題……………粕谷興紀(一)

家持に贈る歌……………鈴木武晴(二〇)

——大伴坂上郎女歌の手法——

「明日よりは」とうたう意味……………渡辺護(三七)

文字の異同あるいは通用……………乾善彦(五三)

——万葉集の校訂をめぐって——

会員名簿補訂……………(六)

萬葉

第百四十號

平成三年十月

第百三十九號目次

上代のタメ・ユエ・カラの使い分けについて……………吉野政治

「正倉院文書」に於ける女性名の表記……………桑原祐子

——女性名の構成要素「一メ」——

大伴家持作「為寿左大臣橘卿預作歌」攷……………大濱眞幸

——「いにしへに君の三代経て仕へけり」をめぐって——

黄葉片々

「竹溪の山は冲冲」續貂……………小島憲之

紹介

『土橋寛論文集』……………坂本信幸

全国大会開催要項

お知らせ・報告

会員名簿補訂

神代紀天石窟の段の一問題

粕谷興紀

神代紀、第七段の一書第三の天石窟の段の一節について、その読み（解釈）をめぐる一問題について論じたい。

その条を、故あつて岩波古典大系本の訓読文によって引用する。

……日神の、天石窟に閉り居すに至りて、諸の神、中臣連の遠祖興台産靈が児天兒屋命を遣して祈ましむ。是に、天兒屋命、天香山の真坂木を掘して、上枝には、鏡作の遠祖天抜戸が児石凝戸辺が作れる八咫鏡を懸け、中枝には、玉作の遠祖伊奘諾尊の児天明玉が作れる八坂瓊の曲玉を懸け、下枝には、栗国の忌部の遠祖天日鷲が作れる木綿を懸て、乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執り取たしめて、広く厚く称辞をへて祈み啓さしむ。時に、日神聞しめして曰はく、「頃者、人多に請すと雖も、未だ若此言の麗美しきは有らず」とのたまふ。乃ち細に盤戸を開けて窮す。是の時に、天手力雄神、盤戸の側に侍ひて、則ち引き開けしかば、日神の光、六合に満みにき。故、諸の神

神代紀天石窟の段の一問題

大きに喜びて、即ち素戔嗚尊に千座置戸の解除を科せて、手の爪を以ては吉爪棄物とし、足の爪を以ては凶爪棄物とす。乃ち天兒屋命をして、其の解除の太諄辞を掌りて宣らしむ。……
(一一六〜八頁)

右の文中の傍線を施した部分の古典大系本の原文は、次の如くである。

乃使忌部首遠祖太玉命執取、而広厚称辞祈啓二矣。

古典大系本はその「凡例」に断っているように、巻第一・巻第二は弘安九年（一二八六）の奥書をもつ卜部兼方本を底本としている。

兼方本のこの箇所は次の様である。

乃・使 忌部首 遠祖・太玉命 執取 而広厚・称辞 祈啓矣。
コトヲヘテノミマウサシム
トリモタ江同之

*平仮名はヲコト点である。また、差されている声点を略

す。

今これを訓み下し文にすれば、次の様になるであろう。

乃(ち)、忌部(ヲフシ)の首ノ遠祖、太玉(シ)の命を(シ)使てトリモタ(ト)トリモタラ
(右訓)シメテ(テ) (重複) ヒロクアツク、タ、ヘコトラ
へてノミマウサシム。

即ち、この箇所についての古典大系本の訓読文は、明らかかな後の語形変化の語（首をヲフシと訓んでいる）は修正しているものの、この兼方本の訓み（訓点）に従っていることが知られる。

この訓みに従えば、天兒屋命は天石窟に閉居(こも)つてしまつた日神を招き出すための天石窟の前での祭儀において、天香山の真坂木(まがたま)を掘(ぬ)し、その上つ枝・中つ枝・下つ枝にそれぞれ八咫鏡(やたががみ)・八坂(やまか)瓊(に)の曲玉(まがたま)・木綿(ゆふ)を懸けて、日神への供え物としての真坂木を調整し、それを太玉命に「執取(とりもと)しめた」のみならず、「広く厚く(たたく)称(た)辞(ご)て祈み啓(まう)さしめた」ということになる。

それでは、この訓みについて、この兼方本を遡るものはないであろうか。卜部兼夏が乾元二年（一三〇三）に書写し、更に嘉元二年（一三〇四）にも加点した神代紀上下二卷(2)に見える万葉仮名の傍訓を挙げることが出来よう。今その箇所を写せば次の様である。

乃・使(シメ)下ニ忌部(ヲフシ)首 遠祖・太玉命(のをもて トリモタラ)一執一取上(テ ヒロクアツク) 而広厚・
タ、ヘコトラへて ノミマウサシム
称一辞 祈一啓矣。
太、倍古止乎倍 乃美万字左之无
*平仮名はヲコト点である。また、差されている声点を略す。

ここに「称辞祈啓矣」の左訓として、「太、倍古止乎倍」「て」「乃美万字左之无」と見える。この卜部兼夏本に書き込まれている万葉仮名の傍訓については、大野晋博士が調査されている。⁽³⁾それによれば、約百九十例存在するが、うち「弘仁」（「弘仁私記」の略）の注記の付されたものには少数の例外を除いて上代特殊仮名遣の区別が認められること、それ以外の万葉仮名訓においても伊呂波四十七音にあたる音節には明確な区別があることを指摘され、今の訓のように「弘仁」の注記のない万葉仮名訓について、「この万葉仮名の字面は、八〇〇年代の後半から、九〇〇年代の末よりは前の状態を伝えている。」と断じておられる。

このように『日本書紀』の訓みを万葉仮名で記すのは「日本書紀私記」の伝統的な手法であり、現にこの兼夏本の巻第一の奥書に、

嘉元二年沽洗一日於閑窓之雨中加抄出訖

兼夏

見合私記等合点了

とあり、卷第二の奥書にも、

嘉元二年林鍾十日合私記了

とあるので、兼夏の当時には伝わっており、今日には伝わらない「私記」によって書き込まれたものと思われる。その「私記」の成立年代は大野博士が述べられたように「八〇〇年代の後半から、九〇〇年代の末よりは前」ということになる。これが平安時代の朝廷においてほぼ三十年毎に開講された『日本書紀』の講筵、即ち弘仁・承和・元慶・延喜・承平・康保の六度の講筵(4)のうちいずれかの成果として成立した「私記」であるとする（その可能性は高いが）、元慶度以下のいずれかの「私記」であると考えられよう。

ところで、今問題にしている「称辞祈啓矣」のこの万葉仮名訓と、前に見た卜部兼方本の片仮名訓、そして今の兼夏本の右訓の片仮名訓とは全く同一である。兼方本と兼夏本の片仮名訓も、もとはこの万葉仮名訓、即ち先に推定した「私記」から出ている可能性がある。それは今からほぼ一千年前のこの条についての訓み、即ち解釈を示していることになるが、その訓みが今日の古典大系本にまで受け継がれていることになる。

「私記」といえば、今日に伝わる「日本書紀私記」の最も古い

伝本である吉叟（道祥）の書写に係る「私記(5)」がある。この「私記」は『新訂増補国史大系』第八卷所収の『日本書紀私記』の「乙本」に当るものであるが、今の箇所について、

執取佐介毛太之女三厚・称多倍古辞止於倍祈修矣伊乃利万

*『新訂増補国史大系』本の「乙本」（彰考館本）には「啓」とあり、この「修」は誤字である。なお、差されている声点を略す。

とあり、「伊乃利万字左之牟」とある点で、これまで見た訓みと異なるが、「広厚称辞祈啓矣」を太玉命をしてせしめた行為（太玉命の行為）、と解釈していることでは同じである。

それでは、この条の原文、即ち、

……乃使忌部首遠祖太玉命執取而広厚称辞祈啓矣。

についてのこのような訓み（解釈）は正しいであろうか。

私はこのような訓みは間違っていると考える。即ち、私のこの条についての訓みを端的に示すならば、次の様であると考える。

……乃使下二忌部首遠祖太玉命一執取上而広厚称辞祈啓矣。

（……乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執り取とたしめて、広く厚く称辞をへて祈まうみ啓す。）

「使」という使役の助字は、「AがBをして……せしむ」という関係を表現する語法であるが、それを図式化して示せば、

〔A十使+B十動詞〕

の様である。⁽⁶⁾今問題にしている文のAは、ずっと隔って前に位置しているが、「天兒屋命」である。即ち、この条の文の構成は次の様になっているのである。今わかりやすく文構成を整理して示そう。

至_三於日神、閉_三居于天石窟_二也、

諸神遣_三中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命_一、而使_レ祈焉。

於是、天兒屋命、

掘_三天香山之真坂木_一、

而_三上枝懸_三以鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸辺所作八咫鏡_一、

中枝懸_三以玉作遠祖伊奘諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉_一、

下枝懸_三以粟国忌部遠祖天日鷲所作木綿_一、

乃、使_下忌部首遠祖太玉命_一執取上、

而広厚称辞祈啓矣。

于時、日神聞之曰、

「頃者人雖_三多請_一、未_レ有_三若此言之麗美_二者也。」

乃細開_三盤戸_一而窺之。

是時、天手力雄神、侍_三盤戸側_一、則引開之者、日神之光、滿_三

於六合_一。

即ち、「天兒屋命、掘_三天香山之真坂木_一、……………而広厚称辞

祈啓矣。」という天兒屋命の行為は、直前の「諸神遣_三中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命_一、而使_レ祈焉。」という諸神からの命を受けての行為なのである。その命と、「広厚称辞祈啓矣」とが呼応していることは明らかであろう。従って「広厚称辞祈啓矣」が天兒屋命の為した行為であることは明らかである。天兒屋命は天石窟の前で「祈_{いひ}」るために（即ち、祭りを執り行うために）、神への供え物として調整した「真坂木」を太玉命に「執取_{とら}」たしめて、自ら「広厚称辞祈啓矣」したのである。実際の祭式から言っても、一人で（今の場合は神だが）真榊_{まさかき}を捧げ持つて祝詞を申す、などということとは出来ないことであつて、分掌すべきことであろう。今、神代紀と『古事記』のこの天石窟の段における天兒屋命と太玉命の職掌がどのように語られているかを見ると、まず神代紀⁽⁷⁾については、

〔本文〕中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘_三天香山之

五百箇真坂樹_一、而上枝懸_三八坂瓊之五百箇御統_一、中枝懸_三八

咫鏡_一、一云真經津鏡。下枝懸_三青和幣_一、和幣此云三尼栴底。白和幣_一、相与致其祈

禱焉。

〔一書第一〕この件についての所伝なし。

〔一書第二〕忌部遠祖太玉者造_レ幣。……………時中臣遠祖天兒屋命、

則以神祝祝_{かむほさきほさき}之。

〔一書第三〕今問題にしている箇所。

とあり、次に『古事記』⁽⁸⁾においては、

召_二天兒屋命・布刀玉命_一（注略）而、……天香山之五百津真賢木矣、根許士尔許士而、（注略）於_二上枝_一、取_二著八尺勾愁之五百津之御須麻流之玉_一、於_二中枝_一、取_二繫八尺鏡_一、（注略）於_二下枝_一、取_二垂白丹寸手・青丹寸手_一而、（注略）此種_二物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、……

とある。それぞれに差異があることがわかるが、二つの事を一神で執り行つたとの所伝はないことが明らかであり、今問題にしている点について言えば、『古事記』に語られている布刀玉命と天兒屋命の分掌と同一ということになる。但し、今の一書第三の所伝においては、あくまでも天兒屋命が主であり、太玉命はその副、という所伝になっていることは明らかである。

このようであつて、前に見た兼方本・兼夏本の訓、そして今日の古典大系本にまで受け継がれている訓み、即ち、

……乃ち忌部首の遠祖太玉命をして執_二り取_一たしめて、広く厚く称_二辞_一をへて祈_二み啓_一さしむ。

という訓みは、間違つていと言わざるを得ないのである。この訓みは、兼夏本に書き込まれた万葉仮名訓が先に推定したように

その当時伝わっていた「日本書紀私記」に依るものとするならば、その「私記」の基になつたと考えられる平安時代の朝廷における『日本書紀』の講書における講博士の訓みに発することであつて、その淵源は深いと言わなければならない。

このように誤つて訓まれて来ているわけであるが、この条を正しく読んでいた先学がいる。それは本居宣長である。寛政七年（一七九五）、宣長六十六歳の時の著述であつて、翌寛政八年春に刊行された『大祓詞後釈』⁽⁹⁾の上巻の一節に、次の様に述べている。

凡て祝詞のたぐひは、神に申す詞なれば、つとめてその言をうるはしくすべきわざ也、故_レふるき祝詞ども、いづれも皆言にいみしく文_二をなして、めでたくうるはしくつゞりたり、そはいかなる故ぞといふに、大かた人も神も、同じく申す事も、其詞の美麗_二きに感_レては、受_レ給_二ふ御心こよなければ也、よき歌に神のめで給_二ふも、言葉のうるはしきによりてぞかし、されば情_二はいかに深きも、わろき歌には、めで給_二ふことなし、然るを後世人は、から心さかりにして、たゞ理をのみ思ふから、神に申すことも、詞をばえらばむものとも思ひたらず、なほざりにのみぞすめる、神代紀に、天照大御神の、天石屋にさし隠_二坐_一し時、諸の神たち云々して、中臣連の祖天兒屋命、

広厚ヒロクアツク稱クダ辭セ、祈啓ノミマシキ焉ニ、于時コトトキ日神ソラキ聞キ之シテ、曰ヒテ下頃コノゴロ者ドモ人雖サハニ多サハニ、
 請マラセ、未上イマダ有ラ若カク此言コト之ノ麗美ウルハシキ者ハ也、乃細チホソ開メ盤ハシ戸ハヤドヲ而窮ミソナ之ハシキ、
 とあるをおもふべし、これ申す詞の美麗ウルハシきに感賞メデ給へるにあ
 らずや、……

(八九頁)

宣長はここで、特に祝詞や歌の言葉をうるわしくすべきことについて論じ、その証拠として今問題にしている条を引いたのであって、その読みについて論じているのではないけれども、その訓を付しての引用によつて、正しい読みをしていることがわかるのである。宣長は『古事記伝』⁽¹⁰⁾一之卷の「書紀の論ひ」の終りに、「○書紀を訓読ヨムこといとかたし」と言い、その理由を論じて、

さて今本の訓は、あるべき限は、古言に訓たる物にして、

【此記にあることは、多く其言にならひてよめり、】古き言ども是にのこれる多し、されども漢文のかざりの処などは、其文のまゝに、字にすがりて訓る故に、さらに古意にあらずして、言のつゞきざまなども、もはら漢籍訓カラフミヨミなり、此意を思ひて看ミべし、

(一四頁)

と述べているように、「今本の訓」即ち板本に付された傍訓に忠実に読んでいたわけではなかった。また今の箇所については、先に見た『古事記』の天兒屋命と太玉命の分掌のことが明確に頭にあつたために、板本の訓に捉われることなく、正確に読むことを

得たと言つてもいいかも知れない。

さて次に、この箇所「広厚稱辭祈啓矣」の訓みについて検討しておきたい。

前に見た兼方本・兼夏本の訓、そして古典大系本の訓み下し文は、一致して、

ひろくあつたたへごとをへてのみまうさしむ

と読んでいた。うち「のみまうさしむ」という読みは上述の如く誤読であつて、「のみまうす」と読むべきである。「広厚」^{ひろくあつく}には異論はなからう。問題は「稱辭祈啓矣」の読みとその意味の捉え方である。

本居宣長は『古事記伝』六之卷において、先に見た『古事記』

のこの条、即ち「……此種物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而、天兒屋命、布刀詔戸言禱白而」の「禱白而」の訓みを問題として、次の如く述べている。

○禱白而、(略)泥疑麻衰志弓と訓べし、禱字、本岐とも能美

とも訓る、是等の言を古書に考るに、本具は祝寿方に云、能牟ムは乞祈方コヒイナルに云、泥具ネグは右の二方を兼たる言なり、さて今禱ネギ白ハクせる詔戸ノリトは、何事を申せるぞと云に、書紀に、時中臣遠祖トニ天兒屋命スカム則以神祝祝之、また広厚ヒロクアツク稱辭祈啓焉ノミマシキと見え、又此記ホカに余に禱白とある事の例、又諸祭祝詞タカヘゴトヲヘマツルに稱辭竟奉ノミマシキとあ

るなどを集めて思ふに、かの布刀玉命の取持る種々の御幣物を
賛称たる辞なるべし、【諸祭祝詞の例を見るべし、その幣帛
を品々いひ挙て、天津祝詞の太祝詞言を以称辞竟奉とあり、
これその幣帛を賛称る由なり、式に載る祝詞どもは、やゝ後
に作れる文なれども、其趣は上古より伝はれる祝詞の格に従
れるものぞ、】故神祝辞辞など云り、さてしか称賛白も、
大御神の出坐むことを乞願意にて為ることなる故に、禱と
云、祈啓と云、致其祈禱とも書紀にあり、さればこの禱
字は、賛称る意と乞祈意とを兼たれば、泥疑とは訓り、

(三六九頁)

ここで注意すべきは、先の『大祓詞後釈』では「広厚称辞
祈啓焉」と訓を付していたのに、ここでは「広厚称辞祈啓
焉」と訓んでいることである。ここで「祈啓焉」と訓んだのは、
先に引用した「書紀の論ひ」の中で、「此記（『古事記』のこ
と：粕谷注）にあることは、多く其言にならひてよめり」と断つ
ていたように、今「禱白而」を「ネギマヲシテ」と訓んだため
である。また、「称辞」を「かの布刀玉命の取持る種々の御幣物を
賛称たる辞なるべし」と解していることも注意すべきである。と
いうのは、今問題にしている「広厚称辞祈啓矣」の傍点を施した
語は、天兒屋命が太玉命をして「執取」しめた「真坂木」に対す

る「称辞」だということになるからである。この解釈は私には
後述するように従えないのだが、倉野憲司博士もまた同様に解し
ておられる。即ち『古事記全註釈』第三巻の、「〇布刀詔戸言禱
白而」の条に、宣長の「泥疑麻袁志弓と訓べし」の条を引用して、
「しかしここはホキと訓むべきであらう。」と言われ、『書紀』の
方の表現を検討しておられるのだが、その中で今問題にしている
一書第三の条を次の様に引用され、

諸神遣中臣連遠祖興台産靈兒、天兒屋命、而使祈焉。於
是天兒屋命、……乃使忌部首遠祖太玉命執取、而広厚称辞
祈啓矣。于時日神聞之曰、頃者人雖多請、未有三若此
言之麗美者也。

これは「太玉命が幣帛を賛称へたのであるから、天兒屋命のノ
リトとは関係がなく、」（一〇二頁）と述べられている。倉野博士
は私がこの論において批判した伝統的な読み方を踏襲しておられ
ると同時に、宣長と同じく「幣帛を賛称へたのである」と解して
おられるのである。

しかし私はこの解し方は間違っていると考える。私は、兼方
本・兼夏本、そして古典大系本に承継がれている伝統的な訓み
に、既述のように修正を加え、「広厚称辞祈啓矣」と訓ん
で、「広厚称辞」る対象は「天石窟に閉居」つていて「日

神」に対してであると考えるのである。即ち「広厚称辞祈啓矣」という句全体が「日神」に対しての句であると考えるのである。その理由は、次の如くである。

前の引用の中で宣長が述べていたように、宣長は『古事記』の「禱白而」とこの句とは同一内容のものとして見て、「かの布刀玉命の取持る種々の御幣物を賛称たる辞なるべし」と言い、その根拠として『延喜式』の祝詞の中に多く見える「称辞竟奉」という語の用法に求めている。しかし、この語についての宣長の捉え方は正しくないと言わねばならない。宣長が具体例として挙げているのは「鎮火祭」の祝詞であるが、それは次の箇所である。

……進物波、明妙・照妙・和妙・荒妙、五色物乎備奉
 奉、青海原尔住物者、鱈、廣物・鱈、狭物、奥津海菜・辺
 津海菜尔至、万弓尔、御酒者、颯、高知、颯、腹満雙弓、和稻・
 荒稻尔至、万弓尔、如、横山、置、高成弓、天津祝詞乃、太祝詞事
 以、称辞竟奉、久止申。

この用例をもって宣長は「これその幣帛を賛称する由なり」と解しているのであるが、こここの「称辞竟奉」はその原義からはやや慣用化された意味として「お祭り申し上げる」と解すべきであつて、「幣帛を賛称する」などと解すべきではない。「称辞竟奉」という語の原義は、「称辞」が「誉め称える言葉」、「竟」というの

は、『萬葉集』の

正月立ち春の来らばかくしこそ梅を招きつつ楽しき終へめ

(5・八一五)

の「終へ」の用法と同じで、「極め尽す」という意であるから、「よい言葉・うるわしい言葉を尽して称賛し奉る」という意である。そして、今の「広厚称辞祈啓矣」において言えば、その対象は「日神」をである。「日神」を「広く厚く言葉を尽して称賛し奉る」というのは、わかりやすく言えば、その神徳(神としての徳)を称賛し奉るということである。上述したように、宣長・倉野博士ともにこの意味を捉え間違っていると言わねばならない。

次に、この語に下接する「祈啓矣」は「叩頭、此云、廻務」(崇神紀十年九月の条)とあるから、「頭を深く垂れて祈り言(願い言)を言う」という意である。その「祈り言」の内容は、天石窟に閉居ってしまった日神に対して、「どうぞ早く天石窟からお出まし下さいませ」との祈請(祈願)であった。それは、この語に続いて、

于時、日神聞之曰、「頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也。」

とあることによつて明らかである。

私はこの条は伝統的な訓にもとづいて、「広厚称辞 祈啓

矣」と訓むのがやはりふさわしいと考えるが、先に見た宣長の『後釈』の訓のように、「ヒロクアツクタクタヘゴトシテノミマウシキ広厚称辞、祈啓焉（矣）」と訓むことも出来るであろうと考える。

まとめとして、この条についての私の解釈を言えば、天兒屋命が広く厚く言葉を尽して日神を称賛し奉り、どうぞ早く天石窟からお出まし下さいませとの祈願を行った、即ち祝詞を奉上げたのだ、ということである。

注

- (1) 赤松俊秀編著『国宝卜部兼方自筆日本書紀神代卷（影篇）』による。
- (2) 『天理図書館善本叢書 古代史籍集』所収本による。
- (3) 「日本書紀の訓読について」（『仮名遣と上代語』所収）
- (4) 『前田育徳会所蔵 釈日本紀』巻第一、開題の「日本紀講例」による。
- (5) 『神宮古典籍影印叢刊 古事記・日本書紀（下）』所収本による。
- (6) 牛島徳次著『漢語文法論（古代編）』三二〇頁参照。
- (7) 『日本古典文学大系 日本書紀上』による。
- (8) 西宮一民編『古事記新訂版』による。
- (9) 『本居宣長全集』第七卷所収本による。なお、同卷所

収の『続紀歴朝詔詞解』一卷の「まづとりすべていふ事ども」の一節にも、次の様に見える。

祝詞宣命のたぐひは、殊に、言詞の文を主とすべきわざ也、神代紀天石窟戸段に、天兒屋命云々、而広厚称辞コトシテノミマウス、トキニ、祈啓焉于時、日神聞之ヒカシタマヒテ、曰下頃者人雖多請ヒテコノゴロヒトドモ、サハニマラセ、未中有若此言之麗美者上也、乃細チホソメニ開盤戸アケケテイハヤトラ而窮之ミツナハス、とあるをもて、神も、殊に言詞のうるはしきを感じ給ふことをしるべし、
(一九二頁)

これによつても、正しい読みをしていることが明らかである。

- (10) 『本居宣長全集』第九卷所収本による。以下の引用も同じ。
- (11) 青木紀元編『祝詞』による。
- (12) 後述するように、「称辞竟奉」の原義は「よい言葉・うるわしい言葉を尽して称賛し奉る」という意であるが、結局「神を祭る」ということこの中心的な意味がそのことにあるために、即ち「お祭り申し上げる」という意味にも用いられるに至るのである。
- (13) 『日本古典文学全集 萬葉集(2)』による。
(かすや おきのり・皇学館大学教授)

家持に贈る歌

—大伴坂上郎女歌の手法—

鈴木武晴

一 家持越中時代の幕開けを告げる歌群

『萬葉集』卷十七の三九二七～三九三〇には、大伴家持への大伴坂上郎女の贈歌四首が収録されている。根幹となるのが三九二七～三九二八で、家持が越中国守に任命され越中国に向けて旅立つ折に贈った歌。その後、任地越中国に贈ったのが、三九二九～三九三〇である。

この歌群から19四二六七まで、家持の越中国守時代にかかわる歌々が収められている。当面の四首は、その最初に位置する。かような位置に据えられて在るのは、四首が家持にとって意義深い重要な歌詠であったためと察せられる。では、それはどのような意義か。以下、二首ずつ四首の歌詠をていねいに読むことを通して、その点について考察したいと思う。

根幹となる三九二七～三九二八の題詞には、本文上の問題があり、先学によって貴重な考察が積み重ねられているにもかかわら

ず、いまだにその本文が定まっていなない。この題詞の問題の解明を抜きにしては、三九二七～三九二八の読みは成立し難いと思う。また、この二首とかかわって存する三九二九～三九三〇についても、充全な読みができないであろう。そこで、三九二七～三九二八の題詞の本文の問題から考察を始めることにする。

二 題詞の復元

問題の三九二七～三九二八の題詞を、今、仮りに、西本願寺本の原文にしたがって書き下せば、次のようになる。

大伴宿禰家持、天平十八年の閏の七月Aをもちて、越こしのみちのなか中の
 国の守かみに任まけらゆ。すなはち、七月Bを取りて任所に赴く。こ
 こに、姑きよ大伴氏坂上郎女、家持に贈る歌二首

Aは、家持が越中国守に任命された年月、Bは越中国に向けて旅立ったその時点を示す。

Aについては、西本願寺本等の多くの写本が原文「天平十八年

「閏七月」に作る。これに対し、元暦校本には「天平十八年」がなく、その五字が「閏」の横に赭で記されている。「閏七月」については、はやく契沖『萬葉代匠記』に指摘するように天平十八年の「閏」は九月であり、疑問が持たれる。一方、Bは、諸本一致して原文「取七月」に作り、異同を見ない。が、Aの本文と連動するだけに、慎重に検討する必要がある。

AとBの本文についての問題点は、具体的には次のような点と認められる。

・Aの本文

1 「七月」は正しい本文と認められるか否か。

2 「閏」の字の存在をどのように捉えるべきか。

3 「天平十八年」が原本に存したか否か。

・Bの本文

1 「七月」は原本の本文を忠実に伝えているか否か。

2 「取」の字は原本の本文の文字をそのまま伝えているか、

それとも誤字か。

Aの本文の第一の問題点「七月」については、「七月」を正し
いと見る『代匠記』等の説と、『続日本紀』の「天平十八年六月
壬寅（二十一日）」の条に家持が越中国守に任命されたと見える
のを根拠に、「六月」の誤りとする鹿持雅澄『萬葉集古義』等の

説が存する。

第二の疑問点「閏」については、まず『代匠記』精撰本に、

聖武紀云。天平十八年六月壬寅、從五位下大伴宿禰家持為

越中守。閏ハ衍文ナリ聖武紀ヲ考フルニ、閏ハ九月ニアリ。

前ノ十六年ノ閏ハ正月ニアリ。後ノ勝寶元年ノ閏ハ五月ニア

リ。此ヲ引合セテ案スルニ紀ヲ以テ正義トスヘシ。目錄ニモ

閏ト云ハスヤカテ今モ即取^テ七月^ヲ赴^ク任所ト云ヘレハ閏ハ衍

文ナル證ナリ。

と述べて、「閏」衍文説を提出している。その後、『古義』の

「夏」の誤りとする説、澤瀉久孝『萬葉集注釈』の「同」の誤写

と見る説（橋本達雄氏担当執筆の『萬葉集全注 卷十七』はこれ

を支持する）、さらに新潮日本古典集成『萬葉集』や伊藤博氏校

注角川文庫『万葉集』の「秋」の誤りと推測する説が出されてい

る。

第三の疑点である「天平十八年」については、その五字のない

元暦校本の本文を採用する立場（武田祐吉『萬葉集全註釈』、窪

田空穂『萬葉集評釈』、佐佐木信綱『評釈萬葉集』、日本古典文学

大系『萬葉集』、中西進氏校注講談社文庫『万葉集』、澤瀉『注

釈』、『全注』など）と、「天平十八年」の存する西本願寺本等の

本文を採用する立場（上記以外の注釈書）とが対立している。

一方、Bの本文「取七月」における第一の問題点「七月」については、大方の採る「七月」が正しいとする説、『代匠記』の「七日」の誤りと捉える説（古典集成本、角川文庫本、『全注』がこれを支持する）、井上通泰『萬葉集新考』の「七月」の下に特定の日にちが脱落しているとする説が行なわれている。また、第二の問題点「取」の字については、大方の注釈書が写本間に異同のない「取」の字を採用しているのに対し、古典大系本・講談社文庫本は「以」の誤りとする。

AとBの本文について、それぞれ問題点ごと諸説を確認したが、それらをAとBの本文の間連がわかりやすいように注釈書別に整理し直すと、次のようになる（○○○○○は「天平十八年」の五字がないことを表わし、x日は特定の日にちを補うことを示す）。

	A	B	注釈書名
1	天平十八年 七月	取七日	『代匠記』精撰本
2	天平十八年秋七月	取七日	古典集成本、角川文庫本
3	○○○○○同七月	取七月	澤瀉『注釈』
4	○○○○○同七月	取七日	全注
5	天平十八年夏六月	取七月	古義
6	天平十八年 六月	取七月x日	新考
7	天平十八年 六月	取七月	全釈、総釈、日本古典全書『萬葉集』

8	○○○○○ 六月	取七月	全註釈、窪田『評釈』
9	○○○○○夏六月	取七月	佐佐木『評釈』
10	○○○○○夏六月	以七月	古典大系本、講談社文庫本

右、十通りほどの主な解が存する。このなかに『萬葉集』原本の本文と認められる本文が存すると推察されるが、それがいずれであるか、いまだに決着を見ない。

三九二七と三九二八の題詞の本文についてのこの難問を解くためには、先に挙げた疑点を一つひとついねいに検討していくより他に手だてはなからう。そこで、まず、Aの本文の「七月」の問題。諸本一致して原文「七月」に作る。それゆえ「七月」を正しいと見るか。それとも『続日本紀』の記事に基づいて『古義』に言うように、「七月」は「六月」の誤りと捉えるべきなのか。

集中の誤写の例を調べてみると、「六」を「八」に誤ったと見られる例は存する。八一五一八の左注「右養老八年七月七日應令」の「養老八年」がそれである。養老八（七二四）年の二月に「神龜」と改元されているので、諸本に「養老八年七月七日」とあるのは不審。次の一五一九の左注に「右神龜元年七月七日夜左大臣宅」とあることから、ここは『代匠記』に述べているように、「養老六年七月七日」の誤りと見るのが妥当であろう。このように、「六」を「八」に誤ることは字形の上からあり得ること

である。また、八一五八〇の左注「天平十年戊寅秋八月二十日」の「二十」を、温故堂本には「七」に作っている。これは書写筆者が「二」を見落し、「十」を「七」と見誤ったことに起因すると思われる。かように、字形の上から「十」を「七」に誤ることも時にはあるだろう。だが、「六」を「七」に誤る可能性は、如上の二つの事例に照らして、まずないと言って許されよう。事実、集中にさような誤写の例は見当らない。「六」を誤写した例としては、先例「八」の他に、「下」(6九四一の第四句の原文「下咲異六」を類聚古集には「下咲異下」に作る)、「只」(13三三三七の第四句の原文「来跡待異只」に作る)、「方」(9一八〇四の第二十一句の原文「所射十六乃」を作る)、「方」(9一八〇四の第二十一句の原文「所射十六乃」を作る)、「方」(9一八〇四の第二十一句の原文「所射十六乃」を作る)、「方」(9一八〇四の第二十一句の原文「所射十六乃」を作る)紀州本には「所射十方乃」に作る)などがあり、いずれも字形の上で「六」ときわめて似る文字ばかりである。よって、当面の題詞の「七月」は「六月」の誤りだとは考えにくい。『代匠記』精撰本に「紀ハ六月壬寅トアレト、此ハ今ノ本ヲ以テ正トスヘシ。」と説いているように、『萬葉集』の「七月」の本文は誤りでないと見てよかろう。では、何故、「六月」でなく「七月」と記したかという点については、この節に後述する。

次に、「閏」の字の存在をどのように捉えるべきかという問題。「閏」の字については、先刻確認したように、

a 衍字(『代匠記』)
b 「夏」の誤写(『古義』)
c 「同」の誤写(澤瀉『注釈』、『全注』)
d 「秋」の誤写(古典集成本、角川文庫本)

といった四つの主な見方が存する。

諸本、Aに原文「閏七月」とあり、Bには「取七月」とあって、異同を見ない。しかし、閏月は普通の月の後に来るので、この順序のままでは、閏七月に越中の守に任命され、七月にその任所に赴いたことになり、「理に合わない」(『全註釈』)。Aに「七月」、Bに「閏七月」とあるのならば、文脈上は理解できる。賀茂真淵『萬葉考』には、「またくはしめは七月にてこゝは閏七月なるを、家の集のはしり書に前後せしなるへし、七月に守に被任、閏七月に任にはおもむくなるへし」と述べている。が、A、Bいずれに「閏」の字が存しても、先に言及したように天平十八年の閏は九月であり、「閏七月」とあるのには疑問が持たれる。そのことと、衍字として入り込みやすいBの方に「閏」の字がなくAにそれが存するという様相とを勘案すれば、「閏」を単に衍字と捉えることには従うことができない。よって、衍字説よりも誤写説に従う方が「閏」の字の存在理由を明かすことにつながるのではないかと考えられる。

では、どのような文字を誤ったのか。bからdにその有力候補として挙がっている「夏」「同」「秋」の三つの文字のうち、字形からすれば、「同」の誤写と見るのが当たっているよう。集中に「夏」や「秋」を「閏」に誤った例は見あたらず、「閏」のみならず門がまえをもつ他の文字に誤写した例もない。それに対して、集中、「同」と門がまえを有する文字とは字形の上から互いに誤写されやすい関係にある。特に、書写筆者が「同」を「問」に、また逆に「問」を「同」に誤写する傾向が著しい。たとえば、3四〇七の題詞「大伴宿禰駿河麻呂媁_二同坂上家之_二嬢_一歌一首」やその次の四〇八の題詞「大伴宿禰家持贈_二同坂上家之_二大嬢_一歌一首」における「同」を、「問」を、紀州本には「問」に誤っている。同様に、6九九一の題詞「同鹿人至_二泊瀬河辺_一作歌一首」の場合も、細井本には「同」を「問」に写し誤っている。また、逆に、12三一八七の第五句「言不_レ問_レ可_レ聞」の場合には、「問」を元暦校本・類聚古集以外の多くの写本が「同」に作っているといった次第である。かような事例を参看するならば、当面の題詞の場合、澤瀉『注釈』や『全注』に説くように、「同」を「閏」に誤ったと考えるのが至当と思われる。しかし、ここで確認及び注意しておかなければならないことは、集中に「同」を「閏」に間違った例はないという事実である。18四一〇六〜四一二三の題詞・左注の日付に

は、

右五月十五日(四一〇六〜四一〇九左注)

同月十七日(四一一〇左注)

閏五月廿三日(四一一一〜四一二二左注)

同閏五月廿六日(四一一三〜四一一五左注)

天平感寶元年閏五月廿七日(四一一六〜四一一八題)

同閏五月廿八日(四一二〇〜四一二一左注)

天平感寶元年閏五月六日(四一二二〜四一二三題)

のごとく、「同」と「閏」とが集中して記されているけれども、書写者が「同」と「閏」とを混同して誤写したり脱落させたりといったことが諸本に見られないということも思い合わせるべきであろう(四一一三〜四一一五の左注の「同閏五月」について、『古義』には「閏五」の二字を衍とするけれども、諸本に異同なく四一二〇〜四一二一の左注にも「同閏五月」とあるので、その捉え方は認められない)。

「同」を「閏」に間違った例はないということと、先述したように「同」を誤写する場合には「問」に誤る傾向が強いということとを考え合わせると、「同」を「閏」に誤写したのは字形の類似という点だけによる単純な誤写ではなからうと思う。そして、ここから、「同」を「閏」に誤ったその因由は、字形の点以外に、

『萬葉集』原本に「閏」の直上に「天平十八年」の五字が存したか否かという重要な問類の解明を抜きにしては真に突きとめられないのではないかという考えが導かれてくるのである。

「同」を「閏」に誤写したと見る澤瀉『注釈』には（「目録に『同七月』とあるによれば、『同』を『閏』に誤写したものとされる。」というその発言からすると、『注釈』には「同」の内実を「天平十八年」と捉えていると察せられる。）、「天平十八年」の存する西本願寺本等の本文について「原本には無かつたのを、元|に書加へたのを、本文に入れたのではないかと思ふ。」と述べている。すなわち、『注釈』には、

同七月（『萬葉集』原本）

← 閏七月

← 天平十八年

← 閏七月（元暦校本）

← 天平十八年閏七月（西本願寺本等）

のように、伝写の過程を推測しているのである。『注釈』のこの見方は考慮に価すると思われる。けれども、簡略化を示す「同」から具体的な年次を表わす「天平十八年」へという本文書写の流れを思い見るよりは、「天平十八年」から「同」へという具体から簡略への書写の流れを想定する方がより自然ではなからうか。

ここで注目されるのは、「相歎歌二首」（17三九六〇～三九六一）の左注である。それには、

右以天平十八年八月掾大伴宿禰池主附大帳使赴向京師而同年十一月還到本任（後略）

とある。問題の三九二七～三九二八の題詞と同じく、「天平十八年」の年次が記されている。しかも、この五字は西本願寺本等の写本に存し、元暦校本には「八月」の横に赅で記すのみで、題詞本文上での西本願寺本等と元暦校本の相違という点においても相等しい。右三九六一～三九六二の左注の場合も、「天平十八年」の存する西本願寺本等の本文が正しいのか、それともその五字のない元暦校本の本文が原本の本文を伝えているのか、問題となるのである。この問題を解く鍵となるのが、下文の「同年」の語であると思われる（「同年」の二字、諸本に異同なく記されている）。下文に「同年」とあるからには、上に具体的な年次「天平十八年」が明示されてあったと見るのが自然であろう。元暦校本の「右以八月掾大伴宿禰池主附大帳使赴向京師而同年十一月還到本任」の本文が原本の本文であるとは考え難く、もし、上に「以八月」とのみ記したとするならば下には単に「十一月」とあるべきで、「同年十一月」とあるのはきわめて不自然である。してみると、三九六〇～三九六一の左注の場合、「天平十八年」の存する

西本願寺本等の本文の方が原本の本文を忠実に伝えていていると考えられる。

この三九六〇～三九六一の左注の例は、当面の三九二七～三九二八の題詞に元来は「天平十八年七月」と年次が記されてあつたと見る方が、「天平十八年」のない元暦校本の本文を正しいとする『注釈』・『全注』の見方よりも穏やかであることを告げている。また、三九六〇～三九六一の直前に収められている「哀傷長逝之弟二歌」（三九五七～三九五九）の左注「右天平十八年秋九月廿五日越中守大伴宿禰家持遙聞弟喪感傷作之也」の場合も、同様に「天平十八年秋九月」のない元暦校本の本文は原本の本文を正しく伝えていないと考えられ、その八字の存する西本願寺本等の本文に拠るべきであろう。

三九二七～三九二八の題詞本文の問題のAの部分の原文は、『萬葉集』原本に「天平十八年七月」とあつたと考えられるとすると、そのことと「閏」が「同」の誤写であるという先の考察結果とはどのようにかかわるのか、次に問題となる。なにぶん現存する写本が少なく、伝写の過程を推測することはきわめて困難である。けれども、『萬葉集』の他の事例を考慮して原本に「天平十八年七月」とあつたと考えられるならば、原本のその本文から現存する西本願寺本等の「天平十八年閏七月」の本文や元暦校本

の「^{天平十八年}閏七月」の本文が登場するまでの伝写の過程を推察するところが許されよう。

当面三九二七～三九二八の直前には、三九二二～三九二六の一連の歌詠が収録されている。その前文の冒頭には「天平十八年正月」と年月が明記されており（元暦校本には「天平」の元号がなければ）、西本願寺本等と元暦校本の本文の相違についての先の考察と目録〈後掲〉の記載とを勘案すれば、西本願寺本等の「天平」の存する写本が正しいと思われる。「天平十八年」の年次は当面三九二七～三九二八の題詞に記載されている年次と同じである。それゆえ、伝写の過程で、三九二七～三九二八の題詞の「天平十八年七月」を簡略にして「同七月」と記した書写筆者がいたであろうことは想像に難くない。後に卷十七の目録の編者は卷頭歌から順に各歌の日付を、

天平二年庚午冬十一月（三八九〇～三八九九）

同十年七月七日（三九〇〇）

同十二年十一月九日（三九〇一～三九〇六）

同十三年二月（三九〇七～三九〇八）

同年四月二日（三九〇九～三九一〇）

三日（三九一一～三九一三）

〈日付なし〉（三九一四）

△日付なし(三九一五)

同十六年四月五日(三九一六)三九二一)

同十八年正月(三九二二)三九二六)

同七月(三九二七)三九二八)

と記しているけれども、当面三九二七)三九二八の題詞中の年月を簡略に「同七月」「同」は天平十八年を示す」と記していることは参照とするに足りる。

「天平十八年七月」を「同七月」と記した写本が出てきた後、この写本と「天平十八年七月」の本文をもつ原本あるいは原本を忠実に反映する写本との校合が行なわれたであろうことも想像するに難くない。その校合の段階で「同」の意味するところを明確にしておくために「同」の横に具体的年次「天平十八年」を書き添えた「^{天平十八年}同七月」という本文をもつ写本が生まれてくる蓋然性は高からう。そして、この添え書きをもつ本文の書写が行なわれてゆくうちに、添え書きという状態のもつ不安定性ゆえに添え書きの「天平十八年」が本文中に誤って組み込まれ、そのことよって「同」が実質的意味を喪失した「天平十八年同七月」の本文をもつ写本が出てきたであろうことも推測されるのである。そののちに、或る書写筆者が「天平十八年同七月」の本文を見た時、当然のことながら、「同」の字が存することに不審を抱いたこと

であろう。そして、その「同」の字の存在がどのような意味をもつか、思いを巡らしたことと思われる。「同」の直上の「天平十八年」とのかかわりや「同」の直下の「七月」との関連が慎重に検討され、字形も考慮された上で、「同」は「閏」の誤写であるとの判断が導き出されてくることは、思案の自然の流れであつたであろう。こうして、伝写のある時期に、西本願寺本等の写本に受け継がれていくことになる「天平十八年閏七月」の本文をもつ写本が登場することになったのだと考えられる(後掲図表の①)。

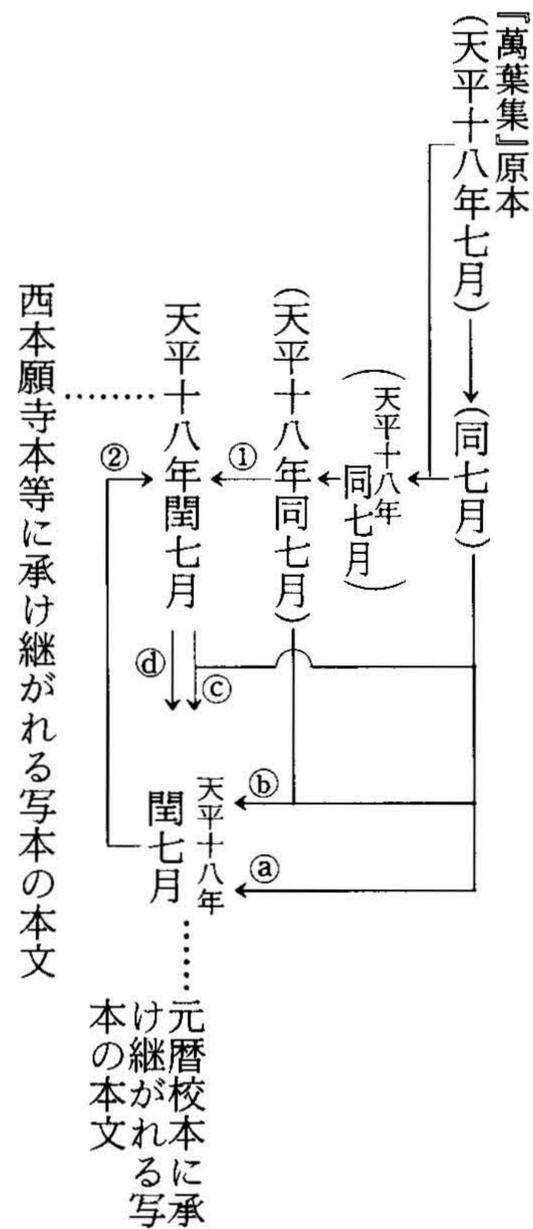
一方、元暦校本の「^{天平十八年}閏七月」の本文の場合は、その本文の形が成されるに至るまでに、次のような四通りほどの伝写の過程が考えられる。②として、先に「^{天平十八年}同七月」の本文をもつ写本の存在を推定したけれども、その本文が書写されていくうちに本文中の「同」とその横に添え書きされている「天平十八年」とのかかわりが不明となり、「同」の字をめぐっての書写筆者の思案の結果、「同」は「閏」の誤写であると判断された(後掲図表②)。③として、先に想定した「天平十八年同七月」の本文をもつ写本が登場したのちに、「^{天平十八年}同七月」の本文の「同」と添え書きの「天平十八年」との関連が見失われ、「同」を「閏」の誤りと見て「^{天平十八年}閏七月」と記した(後掲図表③)。④として、西本願寺本等に継承される「天平十八年閏七月」の本文をもつ写本が出てきた

のち、校合の折に、底本とする写本の「天平十八年同七月」の本文の「同」の字に不審を抱いた書写筆者が「同」を「閏」の誤写と判断したために「天平十八年閏七月」の本文が形成された（後掲図表③）。さらに④として、「天平十八年閏七月」の本文をもとにその年次を「閏」の横に書き添えた（後掲図表④）。元暦校本に伝写される本文の成立の過程について、可能性として以上のようなケースが考えられるが、そのいずれかであるかはわからない。仮に、④または⑤の過程を辿ったとするならば、元暦校本に見るような添え書きの「天平十八年」が本文中に組み込まれ、西本願寺本等の「天平十八年閏七月」の本文をもつ写本が生まれたということも、可能性として考えられるであろう（後掲図表の②）。

伝写の過程はよくわからないけれども、「同」を誤って「閏」と記したのは、字形が類似していることに基づく無意識的な行為ではなく、伝写のある時期に、ある書写筆者によって、既存の写本の三九二七〜三九二八の題詞本文における「同」の字の置かれている文脈とその「同」の字の字形とが考慮されて、「同」は「閏」の誤りであるとの慎重な判断がなされたためと考えられるのである。

以上に推察した本文Aの部分の原文の、『萬葉集』原本から後のちに西本願寺本等や元暦校本に受け継がれることになる写本に至る

までの伝写の過程をわかりやすく図示すれば、次のようになる（一）括弧の中は推定本文）。



三九二七〜三九二八の題詞本文のAの部分、『萬葉集』原本には原文「天平十八年七月」とあったとすると、この本文と深くかかわるBの「取七月」をどのように捉えるべきか。「取」の字については、先に言及したように古典大系本と講談社文庫本に「以」の誤りと見ている。しかし、Bの上文に「以二天平十八年七月一とすでに「以」が用いられていることや、井上『新考』に指摘する19四二五〇の題詞に「便附二大帳使一取二八月五日一應入京師」とあり、しかもそれが家持が越中国守から少納言に遷任され越中国を後にしようとする折の歌詠の題詞記載で、当面三九二七〜三九二八の題詞の表わす状況と類同の状況をあらわしていることを考慮に入れるならば、「取」を敢えて「以」の誤写と

捉える必然性はなからう。Bの本文において問題となるのは、むしろ「七月」の方であろう。「七月」については、先に確認したように、

1 「七月」が正しい（大方）

2 「七月」は「七日」の誤り（『代匠記』、古典集成本、角川文庫本、『全注』）

3 「七月」の下に特定の日にちが脱落している（井上『新考』）

といった三つの説が行なわれている。うち、いずれが正解なのか。この問いを解決するのに有効な例がある。それは、井上『新考』指摘の19四二五〇の題詞である。その題詞には「取、八月五日」と特定の日にちが明記されている。これを参考にすれば、問題のBの本文の「取」は、「擇」の意（井上『新考』）で、具体的には「日取りを選び取る」（日本古典文学全集『萬葉集』）、「吉日を選ぶ」（古典集成本、角川文庫本）の意と解せられる。先刻論述したようにBの上にすでに具体的な年月を記した「大伴宿禰家持以天平十八年七月被任越中国守」の一文があり、それを承けて「即取七月赴任所」とあったとすると、文脈上「取」の字の存在が無意味となる。七月に任命され、その七月に任所に赴いたというのならば、原文の「即」以下に「取」の字は不必要

で、「即同月赴任所」とでもあるべきだろう。そう考えると、原文に「取」の字の存することの意味は重要で、先の挙例19四二五〇の「取」の意味用法を考慮すれば、「取」の直下には「七月」でなく「七日」とあったと見るべきであろう。こうして、「七月」は、『代匠記』に説くように「七日」の誤写と考えるのが穏当と思われる。

井上『新考』には「七月」を正しいとし、その下に特定の日にちが脱落していると見る。が、たとえば先に言及した四二五〇の題詞には「便附大帳使取八月五日應入京師因以此四日設国厨之饌於介内蔵伊美吉繩麻呂館饑之」とあり、「因」此以下の文においては「八月」を略し、日にちのみを記している。同様に、当面三九二七〜三九二八の題詞の場合も、上文に「天平十八年七月」と記されていたと考えられるので、下文に再び「七月」と記したとは思われない。よって、井上『新考』の説よりも『代匠記』の説の方が妥当性を有していると判断される。「日」と「月」とを誤ることはあり得ることで、集中でも、たとえば、13三〇〇四の第三句は文脈上、元暦校本や類聚古集の「照月乎」の本文が正しいと考えられるけれども、他は「照日乎」に作っている。また、12三一八八の第五句の原文「至于相日」や15三六七〇の第三句の原文「多々奴日者」と第五句の原

文「古非奴日者奈之」の「日」を、類聚古集には「目」に誤写していることも参考になる。

Bの部分の原本の原文が「取七日」であつたとすると、家持は『続日本紀』に伝える実際の任命日六月二十一日から出発のその七月七日まで、二週間あまりの装束假をとつたことになる。「假寧令」によれば、外官を任命されてから赴任するまでに身仕度を整えるための休暇が認められた。越中国などの「中国」に赴任する場合には三十日の休暇が許された。また、「假寧令」には「其假内欲_レ赴_レ任者聴之」とあり、規定の日数を満たさなくとも赴任したい場合には許可された。それゆえ、家持は規定の「三十日」を満たさずに出発したのであろう。越中国守に任命されてから任所に向かうまでに取つた装束假の日数は、家持が越中国守から少納言に遷任されて都に帰ってくる折に準備期間として取つた少納言任命日の七月十七日から奈良に向かつて道に出で立つた八月五日までの日数ときわめて近いことも、Bの本文が『萬葉集』原本に「取七日」とあつたと考える本小稿の見解を援ける^{たす}であろう。

A・Bの本文についての以上の考察に拠つて、『萬葉集』原本の三九二七〜三九二八の題詞を復元すると、

大伴宿禰家持以天平十八年七月被任越中国守即取七日赴任所

於時姑大伴氏坂上郎女贈家持歌二首

となる。

先掲表に挙げたA、Bの本文についての十通りほどの諸説のなかで、結果的には『代匠記』精撰本の説に落ち着くことになる。しかし、『代匠記』説と本小稿の考察結果は表面上では一致しても、その結果に至る考察の過程（特にAの本文についての考察過程）には大きな差異がある。『代匠記』には「閏」の字を単に衍字と捉えている。「天平十八年閏七月」の本文と「天平十八年七月」の本文とを単純に比較するならば、「閏」は単なる衍字といふことになるけれども、さような捉え方では「閏」の字が本文中に存する理由を説明することはできない。上述のごとく、「同」を「閏」に誤つたことの背後に、既存の写本の本文に対するある書写筆者の慎重な思案と判断があつたことを考えるべきであり、それによつて「閏」の字の存在する謎が氷解するのである。

『萬葉集』原本に、家持が「天平十八年七月」に越中国守に任命されたと記されてあつたとすると、家持が天平十八年六月壬寅（二十一日）に任ぜられたと告げる『続日本紀』の記載と合致しないことになる。さような不一致がなぜ生じたのか。その事情としては、まず、『全注』に、

これは家持の記憶の中で越中赴任といえは「七月」とする事実が觀念として固定していたので、後にこの文章を記した際

(三年後の天平勝宝元年五月頃か)、続日本紀の正式任命日とは無関係に書いたのだと思われる。

と述べているように、三九二七〜三九二八の題詞がずっと後に整えられたということを充分に考慮しなければならないであろう(『全注』には三九二七〜三九二八の題詞が記された時期を「天

平勝宝元年五月頃か」と推測しているけれども、その点についての検討は別稿に記す)。また、『全注』の「家持の記憶の中で、越

中赴任といえは『七月』とする事実が観念として固定していた」という発言ともかかわるけれども、家持が越中国に向けて旅立った天平十八年の七月の七日に姑坂上郎女から三九二七〜三九二八の歌詠を贈られたということが家持の胸奥に鮮明に刻みこまれており、しかもその歌詠に格別な思いを致すゆえに、実際に任命された「六月」よりも、越中国に向けて出で立った「七月」の方に重心が置かれ、その「七月」を越中国守に任命された月として無意識的に押し立てることになったということも考えられよう。

家持が越中国守として越中国に向かった天平十八年の七月の七日は、榮譽を担っての晴れの旅立ちにふさわしい「吉日」(古典集成本・角川文庫本)であっただろう。しかもその日は七夕の日。「吉日」を選んだとき偶然七夕の日と重なったのか、それとも『全注』に「七日とすれば七夕の日に当り、風流を愛する家持が

日取を選びとってといった趣旨にもよくかなう。」と発言しているように、家持が風流心から意図的に選び取ったのかは判然としない。が、その二つの見方はいずれも正しいと思われる、いずれかに限定するまでもなからう。すなわち、「吉日」と「風流心」と、その二つの点から七月の七日が選ばれたのだと思う。

三 贈歌の手法

前節に復元したような題詞をもつ三九二七〜三九二八の歌詠は、
草枕旅行く君を幸くあれと齋瓮据ゑつ我が床の辺に(三九二七)

今のごと恋しく君が思ほえはいかにかもせむするすべのなき(三九二八)

という。そして、この二首を承けるのが「さらに越中の国に贈る歌二首」で、

旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ我が片恋の繁ければかも(三九二九)

道の中国つみ神は旅行きもし知らぬ君を恵みたまはな(三九三〇)
と歌われている。

以上の四首の贈歌について、大方は四首とも坂上郎女自身の家

持への直接の思いの表出であると見ている。これに対し、古典集
成本・角川文庫本・『全注』の三つの注釈書は、歌詠から坂上郎
女の娘で家持の妻となっている坂上大嬢の気持も読みとろうとし
ている。

まず、古典集成本には、三九二八の頭注に「家持は妻、坂上大
嬢を残して赴任した。その妻である自分の娘の気持もこめて歌っ
ている。」と述べている（古典集成本には他の三九二七、三九二
九、三九三〇については言及していない）。この古典集成本の見
解を承けて、その見方をさらに他の歌にも及ぼし徹底させたのが
角川文庫本で、三九二七、三九二八の題詞の「二首」の脚注に
「家持は妻坂上大嬢を残して赴任した。続く二首と共に大嬢の気
持もこめていよう。」と述べ、三九二七、三九二八のみならず、
三九二九、三九三〇にも坂上大嬢の気持もこめていと推察して
いる。これに対し、『全注』には、前半第一首三九二七を「自分
にとっては甥であり娘婿にもあたる家持の長い旅路の安全を祈っ
て励ます気持を卒直に歌い贈った饒別の歌」と捉え、第二首三九
二八については、「郎女は娘婿への親愛の情から恋歌の形で歌い
贈ることが多く、これもそう受け取ってもよいが、この場合は叔
母としてというより、娘の大嬢の気持になって歌っているのでは
ないかと思われる。家持の出発に当って、二人の気持を贈ったの

であろう。」と推測している。そして、三九二八に対するこの見
方を後半第一首三九二九にも適用して「この歌も家持は妻大嬢の
気持として受け取ったであろうし、郎女もそのつもりで詠んだの
ではなからうか。」と述べている。が、次の三九三〇に対しては、
「家持宛に贈った歌であるが、表現は神に対しての言い方で、叔
母としての心遣いを改まった口調で述べている。」と言う。また、
三九二九、三九三〇については、前半の三九二七、三九二八と同
じく、「娘と自分の立場とを歌い分けたものと思われる。」と論じ
ている。以上の発言から、『全注』には、三九二八と三九二九を
坂上大嬢の立場で詠んだ歌、三九二七と三九三〇を坂上郎女が叔
母としての自身の立場からうたった歌と捉えていることが知られ
る。

見て来たような三つの注釈書は、それぞれ四首の歌詠の読みが
異なるために、歌詠の捉え方に違いがある。けれども、坂上郎女
の贈歌から坂上大嬢の気持を読みとろうとするその共通する姿勢
は、坂上郎女歌を正しく読み解く方向を示唆していると思われる。
本稿の見たところ、これら三つの注釈書の見解を調和止揚させる
ことによつて、坂上郎女の贈歌の手法を浮き彫りにすることがで
きるのではないかと思われる。以下、一首ずつ歌詠を精確に読み
解くことに留意しながら、考えるところを具述したい。

前半第一首三九二七は、「旅に出られるあなたが、どうかご無事でありますようにと齋瓮を据えました。私の寝床のそばに。」の意。家持の旅立ちに際して旅中の無事を神に祈願した歌である。集中、旅立つ者または旅にある者の無事を齋瓮（お神酒を盛る神聖な土器のこと）を据えて神に祈った歌は、他に三例ほどが存する。

1 天雲の向伏す国の ますらをと言はるる人は 天皇の神の御門に 外の重に立ち侍ひ 内の重に仕へ奉りて 玉葛いや 遠長く 祖の名も継ぎて行くものと 母父に妻に子どもに 語らひて立ちにし日より たらちねの母の命は 齋瓮を前に 据ゑ置きて 片手には木綿取り持ち 片手には和栲奉り 平けくま幸くませと 天地（あめつち）の神を祈（こ）ひ禱（の）み いかにあらむ年月日にか つつじ花にほへる君が にほ鳥の なづさひ来むと 立ちて居て待ちけむ人は（後略） （三四）
四三、「天平元年己巳に、摂津の国の班田の史生丈部龍麻呂自ら経きて死にし時に、判官大伴宿禰三中が作る歌」
2 秋萩を妻どふ鹿こそ 独り子に子持てりといへ 鹿子じもの 我が独り子の 草枕旅にし行けば 竹玉を繁に貫き垂れ 齋瓮に木綿取り垂（し）でて 齋ひつつ我が思ふ我が子 ま幸く ありこそ（9一七九〇、「天平五年癸酉に、遣唐使の船難波

を発ちて海に入る時に、親母の子に贈る歌」

3（前略）葦が散る難波の御津に 大船に真權しじ貫き 朝なぎに水手ととのへ 夕潮に楫引き折り 率ひて漕ぎ行く君は 波の間をい行きさぐくみ ま幸くも早く至りて 大君の命の まにま ますらをの心を持ちて あり廻り事し終らば つつ まはず帰り来ませと 齋瓮を床辺に据えて 白栲（しろたへ）の袖折り返し ぬばたまの黒髪敷きて 長き日（け）を待ちかも恋ひむ 愛（は）しき妻らは（20四三三一、「追ひて、防人の悲別の心を痛みて作る歌」）

祈る主体は、1と2が母親で、3は妻である。しかも三例のうち、3のみ当面三九二七と同様に「齋瓮」を「床辺に据ゑて」と詠んでいる（「齋瓮」を「床辺」に据ゑることを詠むのは集中にこの二例のみ）。このことに加えて、石田王が卒した時にその妻の一人と覚しき丹生王が作った挽歌の、石田王が死の禍から逃れるさまざまな手段を尽くすことのできなかつた後悔の念を吐露する文脈に、

（前略）天地に悔しきことの 世間の悔しきことは 天雲のそくへの極み 天地の至れるまでに 杖つきもつかずも行きたく占問ひ石占もちて 我がやどにみもろを立てて 枕辺に齋瓮を据ゑ 竹玉を間なく貫き垂れ 木綿たすきかひなに懸け

て 天なるささらの小野の 七ふ管手に取り持ちて ひさか
たの天の川原に出で立ちてみそぎてましを（後略）（3 四二
〇）

のように、三九二七・20 四三三一の表現と同様の「枕辺に斎瓮を
据ゑ」の表現が用いられていることを考慮に入れるならば、三九
二七の「斎瓮据ゑつ我が床の辺に」は、妻（坂上大嬢）の立場で
詠まれた表現と捉えられよう。そのことは、「床」（「床の辺」）
の語の集中の用例に留意すれば、いつそう明確になる。
「床」は、恋の想いを詠む男女の歌々の中に詠みこまれている。
なかには、

今よりは恋ふとも妹に逢はめやも床の辺去らず夢に見えこそ
（12 二九五七）

のように、旅立つ男が女との別れを惜しむ歌の中に「旅寝の床」
の意に用いている場合もあるけれども、さような例はまれで、集
中では次の挙例のように一般に妻や恋人（女）の寝床をいう。

a こほろぎの我が床の辺に鳴きつつもとな起き居つつ君に恋ふ
るに寐ねかてなくに（10 二三一〇）

b 里遠み恋ひうらぶれぬまそ鏡床の辺去らず夢に見えこそ（11
二五〇一）

c 夕されば床の辺去らぬ黄楊枕何しか汝れが主待ちかたき

（11 二五〇三）
d ぬばたまの妹が黒髪今夜もか我がなき床に靡けて寝らむ（11
二五六四）

a、b、c には「床の辺」の語が詠みこまれている。ことに a
の「我が床の辺に」は、目下の三九二七の第五句と全く同じ表現
である（「我が床の辺に」は集中この二例のみ）。また、b と c は、
男の訪れをひたすら待つ女が、床の辺の「鏡」「黄楊枕」に寄せ
て愛する男への想いを詠んでいる。この点に、「我が床の辺に」
据えた「斎瓮」に寄せて家持への想いをうたっている三九二七と
の類似を看てとれる。

そして、
明日よりは我が玉床を打ち払ひ君と寐ねずてひとりかも寝む
（10 二〇五〇）

という明日からの別離のもたらす独り寝の寂しさを思う女（この
場合は織女）の歌や、異郷越中国に住む家持が「病に臥して悲傷
し」て作った歌の、

（前略）はしきよし妻の命も 明けくれば門に寄り立ち 衣
手を折り返しつつ 夕されば床打ち払ひ ぬばたまの黒髪敷
きて いつしかと嘆かすらむぞ（後略）（17 三九六二）

という家持の帰りを待ちわびている妻坂上大嬢の様子を想い描い

た文脈に、「床(を)打ち払ひ」の語句が詠みこまれていることを考慮すれば、「床(を)打ち払ひ」の語句は、集中他に8一六二九、11二六六七、13三二八〇などに見える)、当面三九二七の「床」は、旅立つ家持と再び逢会し共寝のかなうようにと祈願しつつ払い清めた妻坂上大嬢の「床」をいうと解せられよう。

三九二七において「斎瓮据ゑつ我が床の辺に」の表現は、一首の詠法を解く重要な鍵となつているのであり、以上の考察によつて、三九二七は家持の妻坂上大嬢の立場にたつて家持への想いを詠んだ歌と見て過誤はなからうと思う。

つづく第二首三九二八は、「今、別れに臨む時のように、これから先もずっとあなたが恋しく思われるならば、どうすればよいのでしよう。なすすべもなくせつないことです。」の意。これは、「別れるにあたつての悲しみから、別れた後のやるせなさを推しはかつて、その心緒を述べた」歌(『全釈』)である。

第一句「今のごと」の「今」は、旅立つ男が女との別れを惜しんだ12二九五七(先掲)の初句「今よりは」の「今」と同じく、旅立つ者とそれを見送る者とが別れる時点をいうと考えられる。「今のごと」は、集中他に次の二例存する。

a (前略) 常世辺にまた帰り来て 今のごと逢はむとならば
この櫛笥開くなゆめと そこらくに堅めし言を (後略) (9)

一七四〇、「水江の浦の島子を詠む一首」)

b 今のごと心を常に思へらばまづ咲く花の地に落ちめやも (8
一六五三、「県犬養娘子、梅に寄せて思ひを発す歌」)

うち、bの8一六五三の例は、当面の三九二八と同じく、「今のごと」が初句に置かれ第三句までが仮定条件句となつていよう。このような結構をもつ歌は、集中この二例のみで注目される。語句・結構の面のみならず、内容の面でも三九二八と無縁ではなからう。

一六五三は卷八の「冬雑歌」の部に収められているけれども、その題詞「梅に寄せて思ひを発す歌」は「梅の花に託して思ひを述べた歌」の意で、一首が「相聞の歌の類」(『全註釈』)、「相聞の歌と異なるもの」(窪田『評釈』)であることを告げている。歌詠の表現に即して言うならば、この歌は、結句の「地に落ちめやも」に二人の仲が絶えることを譬えて(『全註釈』、澤瀉『注釈』他)、夫婦関係における女の不安(『注釈』、古典集成本、角川文庫本)や危惧(窪田『評釈』)を詠んだ歌だと考えられる。一方、当面の三九二八は、別れる時の夫への想いの強さから別れた後の心の動揺を自ら推しはかつて嘆いた女歌である。8一六五三も17三九二八も、夫婦関係において夫をひたすらに想うゆえに起こってくる妻の安らかならざる心情を詠んでいる。こうして、

語句・結構・内容の面で、8一六五三と17三九二八は有機的な関連を有すると考えられる。そのことは、坂上郎女が三九二八を詠む折に一六五三が念頭にあったことを窺わせる。その一六五三の前後の歌を見ると、一六五一と一六五四には当の坂上郎女の歌が収録されている。一六五二の「他田おきたのひろつをどめ広津娘子が梅の歌一首」については、郎女の一六五一に和した挨拶歌と見る古典集成本の説もある。興味深い説である。が、たとえその「和歌」という見方が否定されても、一六五二の詠作者である他田広津娘子が坂上郎女と何らかのかかわりをもつ女性であると捉える点は動かないであろう。同様に、次の一六五三の詠作者である県犬養娘子も坂上郎女と何らかのかかわりを有する女性と見られ、その詠作一六五三は、郎女がよく知る歌であっただろう。

当面三九二八には、その詠作の折に8一六五三が郎女の念頭にあったと考えられることの他に、重要な事柄が隠されているように思われる。三九二八の第三句第四句の「思ほえばいかにかもせむ」(「思ほえば」は「思ほゆ」の未然形に接続助詞「ば」のついた形で、これから先の自分の思いを推量するという仮定条件を示す)の表現が、注目される。この表現は集中他に一例、かつて家持が坂上大嬢に贈った相聞歌4七五二に見られるだけであることは、きわめて重要だと思われる。なぜなら、「思ほえばいかにか

もせむ」の表現が4七五二と17三九二八にのみ見られるということとは偶然の暗合とは思われず、坂上郎女が4七五二を踏まえて三九二八を詠み成したことを告げていると考えられるからである。4七五二は、

かくばかり面影にのみ思ほえばいかにかもせむ人目繁くて
 という。一首は、「こんなにもあなたのお姿が面影にだけちらつ
 いてあなたのごことが思われてならないのなら、これから先どうし
 たらよいだろう。人目が多くて直接逢えないのに。」の意。初句
 から第四句までに表出されている坂上大嬢を慕う家持の想いの強
 さとその想いの強さゆえに心に生じてくる逢えないことを思っ
 てのやるせない嘆きは、今は立場をかえて、越中国へ旅立つ家持を
 見送る坂上大嬢の抱く心情にはかならない。それゆえ、坂上郎女
 は、以前に家持が坂上大嬢に贈った七五二の、一首の要とも言え
 る第三句第四句の表現をそのまま用い、第一句第二句そして第五
 句は大嬢の置かれているその状況に合わせて改変し、三九二八を
 詠み成したのだと考察される。してみると、歌詠そのものは、坂
 上大嬢の立場で詠まれていると見て狂いはなからう。

4七五二は一連の歌群のなかで、他の歌とかかわりを持ちつつ存している。ゆえに、坂上郎女は、七五二にのみ注視したのではなからうと思う。七五二を踏まえたのは、歌群全体の在り方、そ

の歌群全体の中での七五二の位置などを充分に把握した上での所作ではなかったかと察せられる。その点を追究するために、巻四に目を移すに、巻四の七二七～七五五には家持と坂上大嬢の間で交された相聞歌が収録されている。そのうちわけは、次のとおり。

1 大伴宿禰家持、坂上家の大嬢に贈る歌二首離絶すること数年、また会ひて相聞往来す
(七二七～七二八)

2 大伴坂上大嬢、大伴宿禰家持に贈る歌三首(七二九～七三一)
一)

3 また、大伴宿禰家持が和ふる歌三首(七三二～七三四)

4 同じき坂上大嬢、家持に贈る歌一首(七三五)

5 また家持、坂上大嬢に和ふる歌一首(七三六)

6 同じき大嬢、家持に贈る歌二首(七三七～七三八)

7 また家持、坂上大嬢に和ふる歌二首(七三九～七四〇)

8 さらに大伴宿禰家持、坂上大嬢に贈る歌十五首(七四一～七

五五)

坂上郎女が踏まえた七五二は、題詞に「さらに」(この語は、

伊藤博氏『萬葉集の歌人と作品 下』第九章第一節「内舎人の文学」、また、それを承ける古典集成本に説くように、最終段落の標識で、七二七からの贈答に対するまとめの意をもつ。)を押し立てる七四一～七五五の一連十五首の歌群中に存する。その歌群

中における七五二の位置を押さえておくために、次に七四一～七五五の歌群に目を向けよう。

1 夢の逢ひは苦しくありけりおどろきて搔き探れども手にも触れねば(七四一)

2 一重のみ妹が結ばむ帯をすら三重結ぶべく我が身はなりぬ(七四二)

3 我が恋は千引の石を七ばかり首に懸けむも神のまにまに(七四三)

4 夕さらば屋戸開け設けて我れ待たむ夢に相見に来むといふ人を(七四四)

5 朝夕に見む時さへや我妹子が見れど見ぬことなほ恋しけむ(七四五)

6 生ける世に我はいまだ見ず言絶えてかくおもしろく縫へる袋は(七四六)

7 我妹子が形見の衣下に着て直に逢ふまでは我れ脱かめやも(七四七)

8 恋ひ死なむそこも同じぞ何せむに人曰人言言痛み我れせむ(七四八)

9 夢にだに見ればこそあれかくばかり見えずてあるは恋ひて死ねとか(七四九)

10 思ひ絶えわびにしものをなかなかになにか苦しく相見そめけ

む(七五〇)

11 相見ては幾日も経ぬをここたくもくるひにくるひ思ほゆるか

も(七五一)

12 かくばかり面影にのみ思ほえはいかにかもせむ人目繁くて

(七五二)

13 相見てはしましも恋はなぎむかと思へどいよよ恋ひまさりけ

り(七五三)

14 夜のほども我が出でて来れば我妹子が思へりしくし面影に見

ゆ(七五四)

15 夜のほども出でつつ来らくたび数多くなれば我が胸切り焼く

ごとし(七五五)

右が、七四一〜七五五の歌群の全貌である。この歌群は、古典集成本に説くように、七四一〜七四五、七四六〜七五〇、七五一〜七五五というそれぞれ主題を有する五首ずつの三つの群から成る。

第一群七四一〜七四五は、『直の逢い』ならぬ『夢の逢い』を主題として展開」していると認められる。つづく第二群七四六〜七五〇は、第一群のモチーフである『夢の逢い』を、現実の物(稿者注、七四六の「縫へる袋」、七四七の「形見の衣」)を機縁

にして『現の逢い』に転じながら展開」していると考えられる。そして、坂上郎女が踏まえた七五二の存する第三群七五一〜七五五は、「逢つて後の恋を主題」としていると判断される。

こうしてみると、坂上郎女は、『夢の逢い』(第一群)、『現の逢い』(第二群)、『逢うて後の恋』(第三群)という各群の主題、そして歌群全体の中での第一群から第三群への主題の展開等、七四一〜七五五の十五首の歌群の様相を完全に把握しており、その歌群の中で特に「逢うて後の恋」をモチーフとする第三群の、立つ家持と別れる時の坂上大嬢の心境を言い表わすのに適した表現をもつ七五二を踏まえて、坂上大嬢の立場で三九二八を詠作したのだと言うことができよう。

見て来たような三九二七〜三九二八の歌詠と、後半の「さらに越中の国に贈る歌二首」(三九二九〜三九三〇)はどのようなにかかわるのか。次に、後半の二首へと考察の手を及ぼすことにする。後半第一首三九二九(先掲)は、「旅に出てしまわれたあなた、そのあなたのお姿が、夜ごと続けて夢に見えます。あなたを想う私の思いが、しきりにつづるせいでしょうか。」の意。歌それ自体は、集中の、

間なく恋ふれにかあらむ草枕旅なる君が夢にし見ゆる(46
二一、「西海道節度使判官、佐伯宿禰東人が妻、夫の君に贈

る歌」

思ひつつ寝ればかもとなぬばたまの一夜もおちず夢にし見ゆる（15三七三八、「中臣朝臣宅守、狭野弟上娘子と贈答する歌」）

の歌のように、特定の人をひたすらに想うとその人を夢に見るという俗信に拠って詠まれている（「夢」に関しての当面三九二九と15三七三八の類同性については、はやく澤瀉久孝『萬葉集新釈』に指摘がある）。そして、この歌は、古典集成本に言うように、前歌三九二八において予想した別離後の恋心の強さを、夢の逢いを通して嘆いた歌と認められる。語句の面では前歌三九二八の上三句「今のごと恋しく君が思ほえば」を下二句で承けて「我が片恋の繁ければかも」と詠み、また三九二八の下二句「いかにかもせむするすべのなさ」に吐露されている将来を思つての遣り場のないせつない気持を上三句で「旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ」と承け、夢の逢いによつてかろうじて心を慰めている旨を詠んでいる。こうして、三九二九は語句・内容の面で三九二八と深くかかわりながら形成されていると言える。が、三九二九の「旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ」の表現は、前半第一首三九二七の下二句「斎瓮据ゑつ我が床の辺に」と有機的にかかわることも見落としてはならないであろう。

三九二七の「床」と三九二九の「夢」とが切り離せない関係にあることは、集中の次の歌例（aとbは再掲）が保証する（cの例には「床打ち払ひ」の語句が見える。それは、文脈の中で夢での共寝を願う行為として用いられているのだけでも、先に三九二七の歌の「我が床」は再び逢会し共寝のかなうようにと祈願しつつ払い清めた妻の床をいうと捉えた本稿の見解を支持する例証と思われる）。

a 里遠み恋ひうらぶれぬまそ鏡床の辺去らず夢に見えこそ（11二五〇一）

b 今よりは恋ふとも妹に逢はめやも床の辺去らず夢に見えこそ（12二九五七）

c 我が背子は待てど来まさず 天の原振り放け見れば ぬばたまの夜も更けにけり さ夜更けてあらしの吹けば 立ち待てる我が衣手に 降る雪は凍りわたりぬ 今さらに君来まさめや さな葛後も逢はむと 慰むる心を持ちて ま袖もち床打ち払ひ うつつには君には逢はず 夢にだに逢ふと見えこそ 天の足り夜を（13三二八〇）

愛する者と逢えない一人寝の床に在って、夢の逢いに恋心のせつなさを慰めている（慰めようとする）旨を詠んだ歌は、集中、三九二九の他に拾うに事欠かない。なかには、

夢のみに継ぎて見えつつ高島の磯越す波のしくしく思ほゆ

(7一二三六、「羈旅にして作る」)

など、当面三九二九の詠作の立場とは逆に旅先で家郷の妻を想う男の歌も見られる。坂上郎女は、集中のさような夢をめぐる男女の相聞歌とその表現をよく心得ていたであろう。そして自ずと三九二九を詠み成したとも考えられる。

しかし、先刻詳察したように、坂上郎女が前半第二首三九二八において、かつて家持が坂上大嬢に贈った相聞歌4七五二を踏まえ、坂上大嬢の立場にたつて家持への想いを詠んでいるとすると、上に説いたように三九二八を直接承ける三九二九も、4七五二の存する七四一〜七五五の歌群とかかわりがあるのか否か、検討しておく必要がある。そこで、今一度七四一〜七五五の歌群に立ち帰りたい。

第一群七四一〜七四五の歌い収めの役を担う七四五の「朝夕に見む時」の表現は、古典集成本(七五一の頭注)に指摘があるように、「相見ては」の語句を以つて歌い起こす七五一から七五五に至る第三群の伏線をなしている。また、『代匠記』に説くように、第一群の七四一・七四二・七四四と第三群の歌い収めであると同時に七四一からの一連十五首を締めくくる役を担う七五五は、『遊仙窟』を踏まえての詠作と判断される。⁽¹⁾ことに七五五におい

て『遊仙窟』を踏まえたのは、古典集成本に述べているように、「第一群に応じ、全体的に物語的な色合を添える形で十五首をしめくく」ることを意図したためと考えられる。してみると、歌群は第一群から第二群、そして第三群への順に展開しているけれども、第二群を真中に据えて第一群と第三群とが響き合う形にもなっているのである。そのことは、単に歌詠を織り成す手法という点だけからでなく、主題の点からも言えるであろう。すなわち、「現の逢い」を主題とする第二群を中心に据えて、「夢の逢い」の第一群と「逢うて後の恋」の第三群とが、状況は異なるけれども互いに逢えない嘆きを詠んで響き合っているのである。

このように考察してみると、三九二九に「旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ」と「夢の逢い」を詠んでいることが重要な意味を帯びてくる。なぜなら、三九二九が「夢の逢い」を主題とする第一群七四一〜七四五と全く無関係であるとは言えなくなるからである。

第一群を仔細に見ると、第一首七四一に「夢の逢ひは苦しくありけり」と詠んでいる。また、第三首七四三には「我が恋は千引の石を七ばかり首に懸けむも神のまにまに」と詠み、「千引の石」に寄せて恋の想いの強さと苦しさを訴えている。この点は、三九二九において「我が片恋の繁ければかも」と詠んで恋の想いの

強さと苦しさを訴えている点と通う。してみると、坂上郎女は、前半の第二首三九二八においては「逢うて後の恋」を主題とする第三群の七五二を踏まえたのに対し、その三九二八を直接承ける後半第一首三九二九では、「夢の逢い」を主題として第三群と響き合う第一群の歌詠を考慮に入れて詠んでいると考えられる。こうして、坂上郎女が、以前に家持が坂上大嬢に贈った七四一〜七五五の一連十五首の歌群の在り方と個々の歌詠を完全に把握していたこと、そしてその把握にもとづいて三九二八さらには三九二九の歌詠を織り成していることが知られてくるのである。

三九二九が、4七五二を踏まえて坂上大嬢の立場で家持への想いを詠む三九二八を直接承けること、三九二九の「旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ」は、三九二七の、一首を坂上大嬢の立場で詠んでいることを語る「斎瓮据ゑつ我が床の辺に」とかかわること、さらに三九二九も4七四一〜七五五の歌群と無関係でなく、七五二の存する第三群と響き合う第一群とかかわること、三九二九の考察によって導き出された以上の三つの事柄を考え合わせれば、坂上郎女は三九二九においても坂上大嬢の立場で家持への想いを詠んでいると考えられる。かような捉え方に対して、第四句の「我が片恋」の語句が支障となるのではないかと言う向きもあるかも知れない。「我が片恋」については、坂上郎女自身の想い

を普通の恋愛関係のように誇張して言ったものと捉える説（窪田『評釈』など、大方の注釈書）、坂上郎女は家持にしばしば恋人に対するような歌を詠んでいることから（九七九、一六二〇等）、坂上郎女の遊戯的な気持の産物とみる説（完訳日本の古典『萬葉集』、また、郎女の「謙遜」の気持のあらわれと解する説（講談社文庫本）などが行なわれている。「片恋」の語は集中他に八例（2一一七、一九六、3三七二、8一四七三、11二七九六、二八一五、12二九三三、三一一一）。うち、11二八一五（「問答」の部に所収）と12三一一一（「問答歌」の部に所収）には、当面の三九二九と同じく、「片恋」と「夢」の語が詠みこまれており、貴重である。

我が恋は慰めかねつま日長く夢に見えずて年の経ぬれば（二八一四）
ま日長く夢にも見えず絶えぬとも我が片恋はやむ時もあらじ（二八一五）
すべもなき片恋をすところこのころに我が死ぬべきは夢に見えきや（三一一一）
夢に見て衣を取り着装ふ間に妹が使ぞ先立ちにける（三一一二）

前者二八一五は、女の想いの薄さを恨む男の歌二八一四に対し

て、「片恋」の嘆きを強く言い放つことによつて男への恨みを述べた女の歌。また、後者三一一一は、三一一二と組んで「夢の逢い」をめぐる女と男の問答を成している。二例のうち、前者二八一五にはその第四句に目下の三九二九の第四句と同じ「我が片恋」の語句が用いられている（「我が片恋」は集中、二八一五と三九二九における二例のみ）。そして、二八一五も後者の三一一一も、ともに愛する男を慕つて片恋に嘆く女の歌で、恋の当事者の嘆きの声を伝えている。かような点に留意するならば、当面の三九二九において、「旅に去にし君しも継ぎて夢に見ゆ我が片恋の繁ければかも」と詠んだことについては、坂上郎女が自身の想いを直接詠んだと捉えるよりは、夫家持と別離する妻坂上大嬢の立場にたつて家持への想いを述べていると解する方が妥当と思われる。こうして、「我が片恋」の語句から見ても、三九二九に対する本稿の捉え方に支障はなからうと思う。

贈歌最終の三九三〇は、「越中の国の神様は、今まで異郷越中に生活した経験をもたないあなたを無事でありますようにお守り下さい。」の意。これは、「氏神に祈つた三九二七に対し、家持の任国の神に無事を祈つた歌（古典集成本）である。言葉の面では、三九二七の「草枕旅行く君を」を承けて「旅行きもし知らぬ君を」と詠み、三九二七の「幸くあれと齋瓮据ゑつ我が床の辺

に」に対しては、「道の中国つみ神は……恵みたまはな」と歌っている。

かように三九三〇が坂上大嬢の立場でうたわれている三九二七を承けること、そして三九二七と三九二九の前三首がすでに論述したように坂上大嬢の立場にたつて家持への想いを詠んでいること、この二つの点を考慮すれば、三九三〇も三九二七から三九二九までの文脈と詠法とを承け継いで、坂上大嬢の立場で家持への想いを詠んでいると解するのが自然であろう。

四 想いと祈りと

以上、坂上郎女の三九二七と三九三〇の贈歌の内実と詠法について論述してきた。それに拠つて、この四首の構成を考えると、古典集成本にも見ているけれども、基本的にいわゆる「波紋型対応」構成を採ると捉えられよう。すでに指摘した語句と語句との呼応・関連を踏まえてその構成を具示すれば、次のとおり。

草枕旅行く君を幸くあれと齋瓮据ゑつ我が床の辺に（三九二七）

今ごと恋しく君が思ほえばいかにかもせむするすべのなさ、（三九二八）

「旅に去にし、君しも継ぎて夢に見ゆ、我が片恋の繁ければかも
(三九二九)

道の中国つみ神は旅行きもし知らぬ君を恵みたまはな (三九
三〇)

内側三九二八と三九二九は、ともに家持への恋の想いの強さを
詠んで対応し、外側三九二七と三九三〇は、互いに家持の旅中の
無事を神に祈って響き合う。かように四首は、語句・内容面での
二首ずつの対応を見せながらも、その詠法においては前節に詳述
したように夫家持を思う妻坂上大嬢の立場にたつて詠むという坂
上郎女の詠作姿勢によって貫かれているのである。

坂上郎女の贈歌から坂上大嬢の気持も読み取ろうとした先掲古
典集成本・角川文庫本・『全注』の三つの注釈書のうち、角川文
庫本には三九二七と三九三〇の四首に「坂上大嬢の気持もこめて
いよう。」と推察していて、貴重である。が、坂上郎女自身の気
持を述べた歌に坂上大嬢の気持もこめて見ると見るよりは、坂上
郎女が家持を想う坂上大嬢の立場にたつて歌詠を織り成し、そこ
に郎女自身の家持への想いもこめて捉える方が、四首の贈
歌の本質に即するのではないかと思う。その意味で、再出するけ
れども、『全注』の三九二八についての「叔母としてというより、

娘の気持になって歌っているのではないかと思われる。」という
発言や三九二九に対しての「この歌も家持は妻大嬢の気持として
受け取ったであろうし、郎女もそのつもりで詠んだのではなかる
うか。」という見解は、肯綮に当たる。これらの言葉から明白な
ように、『全注』には三九二八、三九二九を坂上大嬢の立場での
歌と見ている。が、三九二七と三九三〇については、叔母として
の坂上郎女自身の立場での詠と捉えている(『全注』の具体的発
言は第三節に掲げた)。しかし、三九二七、三九三〇の二首も、
坂上大嬢の立場にたつ歌と把握すべきではないか。

『全注』と本稿の見解の相違は、第一首三九二七の捉え方の違
いに起因する。前節に詳述したように、その三九二七は坂上大嬢
の立場にたつ歌詠であること、「斎瓮据ゑつ我が床の辺に」の表
現が告げている。そして、三九二八も同じ詠法を持つこと、坂上
郎女が4七五二を踏まえたことを指摘しそのことの意味あいを押
さえた上で、論証した。家持への贈歌四首の根幹となる三九二七
と三九二八は、二首とも坂上大嬢の立場にたつて家持への想いを
詠んでいるのである。さらに、後に任地に贈られた三九二九と三
九三〇についても、上述のごとく、三九二九は三九二七、三九二
八と深くかわり、三九三〇も歌詠の語句・発想・内容において
は三九二七の、また詠法においては三九二七と三九二九の影響の

もとに形成されているのである。三九二九〜三九三〇の歌詠のさ
 ような内実にも即応して、その題詞「さらに越中の国に贈る歌二
 首」に前の歌群を承けて一群を歌い収める意をもつ「さらに」の
 語が押し立てられているのだと思われる。

三九二七〜三九三〇を叙上のごとく読むことが許され、題詞の
 意味するところと歌詠の内実とが相即不離の関係にあることが認
 められるならば、基盤となる三九二七〜三九二八の題詞の、大伴
 の氏族内での家持と坂上郎女の関係位置を示す「姑」の語につい
 ても、単に「叔母」の意を示すとする説（『萬葉考』、井上『新
 考』、『全釈』、『総釈』、『全註釈』、窪田『評釈』、佐佐木『評釈』、
 古典大系本、『注釈』）もあるけれども、はやく『代匠記』初稿本
 に「坂上郎女は家持のためにはをばにしてしうとめなるが故な
 り」と述べているように、坂上郎女が家持の父大伴旅人の妹であ
 ることと、家持の妻坂上大嬢の母であることとの二つの意味を担
 う語と捉えるのが妥当であろう。

坂上郎女が三九二七〜三九三〇を自分の娘で家持の妻となつて
 いる坂上大嬢の立場で織り成したとすると、それは何故かという
 疑問が最後に生じてくる。が、この疑問の解明にも題詞はその存
 在意義を主張することになる。すなわち、本小稿第二節において
 復元した三九二七〜三九二八の題詞本文が重要な意味を帯びてく

るのである。復元した題詞本文に拠れば、家持は天平十八（七四
 六）年の七月に越中国守に任命され、その月の七日、すなわち七
 夕の日に任地越中国に向けて旅立ったことが知られる。そして、
 その記述を承けて、題詞にはつづいて「時に、姑大伴氏坂上郎女、
 家持に贈る歌二首」と記されている。「時に」（原文「於時」）は、
 集中用例も多い。就中、天平勝宝三（七五一）年の七月の一七日
 に、家持が越中国守から少納言に遷任し、翌八月の五日、越中国
 から奈良に向けて道に出で立つ折に詠んだ四二五一の題詞が目を
 ひく。それには、「五日平旦上道 仍国司次官已下諸僚皆共視送
 於時、射水郡大領安努君廣嶋門前之林中預設饑饌之宴」（後略）
 とあり、三九二七〜三九二八の題詞の場合と同様に、今まさに別
 離しようとする状況を表わすその文脈に「於時」が用いられて
 いるからである。この「於時」は、文脈から、これから奈良に
 向かう家持を見送る、その時に際しての意。してみると、三九二
 七〜三九二八の題詞に「（前略）すなはち七日を取りて任所に赴
 く。時に、姑大伴氏坂上郎女、家持に贈る歌二首」とあるのは、
 三九二七〜三九二八が七月の七日の別離の時点に立つて詠まれた
 ということを物語っていると考えられる。題詞と歌詠のさような
 かかわりは、三九二八の初句に別離のその時点を示す「今」の語
 が詠みこまれていることによっても証せられよう。

以上のように、三九二七〜三九二八の題詞と歌詠のかかわりを押さえてくると、坂上郎女が坂上大嬢の立場になって歌詠を織り成したのは、家持が天平十八年の七月の七日、その七夕の日に任地に向けて旅立ったということが大きく作用したためではないかと考えられる。

家持と坂上大嬢は、その日別離してのちは、時間的空間的に遙かに隔たることになる。一方、片恋に耐えつづいた牽牛と織女は、この七日の夕、時間空間のはるかな隔たりを越えて逢会する。坂上郎女はこの七夕の日に単身旅立つ家持と奈良に留ま^もつて家持を視送る妻坂上大嬢の二人の心境を充分に察し、坂上郎女自身の旅行く家持への想いとその旅中の無事と再会とを祈る心とを家持に伝えるためには、当事者である坂上大嬢の立場になって詠ずるのが最も効果的であると判断したのだと思われる。そして、三九二七において「齋瓮据^ゑつ我が床の辺に」と詠み、三九二八では4七五二の「思ほえはいかにかもせむ」の表現を用いるという表現上の工夫をこらしつつ詠み成したのである。かような二首の歌詠には、「姑」である坂上郎女の、家持と坂上大嬢の二人を包みこむようなやさしい思いやりがあふれていると言えよう。この三九二七〜三九二八の二首が基盤となり、その内容・詠法を承け継いで三九二九〜三九三〇の二首が歌い継がれているのである。そし

て、結果的に、三九二七〜三九三〇の四首は、家持の妻坂上大嬢の立場で歌うという坂上郎女の詠作姿勢によって貫かれることになったのだと思う。

四首の歌詠の主想となっている坂上大嬢の想いと、そこにこめられた坂上郎女自身の想いとは、異郷越中国に離れ住む家持の内面の支えとなっていたに相違ない。異郷に住む者にとって家郷の親近な者のあたたかな思いやりの言葉ほど心に沁みるものはないからである。

家持への想いのこもる坂上郎女の四首の贈歌は、家持には生涯忘れることのできない掛け替えのない歌であっただろう。それゆえ、家持は、『萬葉集』の家持の越中時代の幕明けを告げる重要な位置に、その四首の歌詠を据えたのだと思われる。

平成三（一九九一）年一月一日稿

注1 七四一は『遊仙窟』の「少時坐睡、則夢見二十娘」。驚覺攬^レ之、忽然空^レ手。七四二は「日日衣寬、朝朝帶緩。七四四は「今宵莫^レ閉^レ戸 夢裏向^ニ渠^レ辺^一」、さらに七五五は「未^ニ會^レ飲^レ炭、腸熱如^レ燒、不^レ憶^レ吞^レ刃、腹穿似^レ割。」を、それぞれ踏まえていると見られる。

2 『古義』には『代匠記』と同じく「坂上郎女は、旅人卿の

妹なれば、家持の為姑なり、又妻の母なれば外姑にてもあるなり、」と述べているけれども、前者「姑」の根拠として『玉篇』の「父之姉妹」、『爾雅』（卷三、「釋親」宗族）の「父之姉妹為姑」を挙げている。後者「外姑」の根拠は挙げていないが、おそらく『爾雅』（卷三、「釋親」妻黨）の「妻之母為外姑」を念頭に置いていると察せられる。してみると、『代匠記』には引用はないけれども、その発言は『古義』と同様、『玉篇』や『爾雅』の記述に基づくものと

推察される。「姑」の語の意味するところを、『代匠記』や『古義』には『玉篇』や『爾雅』などの中国の字書にのみもとづいて考察している。が、本稿においては歌詠そのものの内容を第一に重視する立場にたち、歌詠の内容を十分に検討した上で中国の字書の記述をも考慮に入れ、題詞の「姑」の語の意味するところを照らし出そうとしたのである。

（すずき たけはる・山梨英和短大助教授）

「明日よりは」とうたう意味

渡辺 護

一 序

「明日」という言葉は万葉集に、地名や人名（「明日香」「明日香川」「明日香皇女」など）まで数えあげれば、九〇例ほどある。

そのうち、「明日よりは」あるいは「明日ゆりや」など、助詞を伴って一句を形成し、その表現を用いて明日と明日に続く未来に視線を放つ歌が、一六首ある。全体一六首といえ、万葉集においてある程度の確立を見た表現の一形態と見なしてもいいと思われる。^{注1}

(1) うつそみの人にある我れや明日よりは二上山を弟背と我れ見む（大伯皇女、2一六五）

(2) つのさはふ 磐余の道を 朝さらず 行きけむ人の 思ひつ
つ 通ひけまくは ほととぎす 鳴く五月には あやめぐさ
花橘を 玉に貫き^{一には「貫き交へ」といふ} かづらにせむと 九月の しぐ
れの時は 黄葉を 折りかざさむと 延ふ葛の いや遠長

「明日よりは」とうたう意味

く^{一には「葛の根のいや遠長に」といふ} 万代に 絶えじと思ひて^{一には「大船の思ひたのみて」といふ} 通ひけむ 君をば明日ゆ^{一には「君を明日ゆは」といふ} 外にかも見む

（山前王（人麻呂）、3四二三）

(3) 明石瀉潮干の道を明日よりは下笑ましけむ家近づけば

（山部赤人、6九四一）

(4) 明日よりは春菜摘まむと標めし野に昨日も今日も雪は降りつ

（山部赤人、8一四二七）

(5) 春日野にしぐれ降る見ゆ明日よりは黄葉かざさむ高円の山

（藤原八束、8一五七二）

(6) 慰めて今夜は寝なむ明日よりは恋ひかも行かむこゆ別れなば

（石川卿、9一七二八）

(7) 明日よりは我れは恋ひむな名欲山岩踏み平し君が越え去なば

（娘子、9一七七八）

(8) 年の恋今夜尽して明日よりは常のごとくや我が恋ひ居らむ

（10二〇三七）

(9)明日よりは我が玉床をうち掃ひ君と寐ねずてひとりかも寝む

(10二〇五〇)

(10)雁がねの声聞くなへに明日よりは春日の山はもみちそめなむ

(10二二九五)

(11)明日よりは恋ひつつ行かむ今夜だに早く宵より紐解け我妹

(12三二一九)

(12)悪木山木末ことごと明日よりは靡きてありこそ妹があたり見

む (12三一五五)

(13)明日よりはいなむの川の出でて去なば留まれる我れは恋ひつ

つやあらむ (12三一九八)

(14)明日よりは継ぎて聞こえむほととぎす一夜のからに恋ひわた

るかも (能登臣乙美、18四〇六九)

(15)焼大刀を礦波の関に明日よりは守部遣り添へ君を留めむ

(大伴家持、18四〇八五)

(16)畏きや命被り明日ゆりや草が共寝む妹なしにして

(防人、20四三二二)

(1)～(16)の歌は巻の順に従って機械的に並べたが、おおむねこれで時代順になっている。「明日よりは」の一句の初出は大伯皇女の一首で、誰もが知る名歌。(2)の長歌は山前王の作で、左注によれば柿本人麻呂作ともいわれている(一首の形成過程

とそれに対応する作者については、三田誠司氏の論「挽歌の代作」共立女子大学国際文化学部紀要創刊号がある)。以下、山部赤人(3)(4)や大伴家持(15)などを経て防人の一首(16)に至る。一六首を概観してまず気づくのは、愛唱されることの多い大伯皇女の一首などに比較したとき、他の大方の歌がそれだけでは感銘に乏しく印象が薄いということである(この点については最終節で述べる)。一因として、それらが大概の場合、数首の他の歌と関連して初めて歌としての意味をもつことが多い、いわゆる歌群の中の一首であることがあげられよう。したがって、そうした一首一首がもつ本来の価値は、それが属する個々の歌群の中で改めて問われる必要がある。そして本稿が着目する「明日よりは」という言葉がもつ意味も、それぞれの文脈の中で見つめ直す必要があると考えられる。^{注2}

二 歌群中の一首

単独では充分にその意味を汲みとれないと思われる一首を、関連する歌と題詞、左注などと共に掲げてみよう。その流れの中で「明日よりは」の一句に至り着いてみると、それは一首単独の場合には予想しえなかった輝きをあらたに発するかに思われるからである。

(3) 山部宿祢赤人が作る歌一首并せて短歌

やすみしし 我が大君の 神ながら 高知らせる 印南野の
邑美の原の 荒栲の 藤井の浦に 鮪釣ると 海人舟騒き
塩焼くと 人ぞさはある 浦をよみ うべも釣りはす 浜
をよみ うべも塩焼く あり通ひ 見さくもしるし 清き白
浜 (6九三八)

反歌三首

沖つ波辺波静けみ漁りすと藤江の浦に舟ぞ騒ける (九三九)
印南野の浅茅押しなべさ寝る夜の日長くしあれば家し偲はゆ
(九四〇)

●明石瀉潮干の道を明日よりは下笑ましけむ家近づけば

(九四一)

(4) 山部宿祢赤人が歌四首

春の野にすみれ摘みにと来し我れぞ野をなつかしみ一夜寝に
ける (八一四二四)

あしひきの山桜花日並べてかく咲きたらばいたく恋ひめやも
(二四二五)

我が背子に見せむと思ひし梅の花それとも見えず雪の降れれ
ば (二四二六)

●明日よりは春菜摘まむと標めし野に昨日も今日も雪は降りつ
つ (二四二七)

(6) 丹比真人が歌一首

難波瀉潮干に出でて玉藻刈る海人娘子ども汝が名告らさね
(9一七二六)
和ふる歌一首

あさりする人を見ませ草枕旅行く人に我が名は告らじ

(二七二七)

石川卿が歌一首

●慰めて今夜は寝なむ明日よりは恋ひかも行かむこゆ別れなば
(二七二八)

(8) 織女の五百機立てて織る布の秋さり衣誰れか取り見む

(10二〇三四)

年にありて今かまくらむぬばたまの夜霧隠れる遠妻の手を

(二〇三五)

我が待ちし秋は来りぬ妹と我れと何事あれぞ紐解かずあらむ

(二〇三六)

●年の恋今夜尽して明日よりは常のごとくや我が恋ひ居らむ

(二〇三七)

逢はなくは日長きものを天の川隔ててまたや我が恋ひ居らむ

(二〇三八)

(9) 天の川川の音清し彦星の秋漕ぐ舟の波さわきか (10二〇四七)

天の川川門に立ちて我が恋ひし君来ますなり紐解き待たむ

(二〇四八)

天の川川門に居りて年月を恋ひ来し君に今夜逢へるかも

(二〇四九)

●明日よりは我が玉床をうち掃ひ君と寐ねずてひとりかも寝む

(二〇五〇)

(14) 四月の一日に、掾久米朝臣広繩が館にして宴する歌四首

卯の花の咲く月立ちぬほととぎす来鳴き響めよふふみたりとも

(18四〇六六)

右の一首は守大伴宿祢家持作る。

二上の山に隠れるほととぎす今も鳴かぬか君に聞かせむ

(四〇六七)

右の一首は遊行女婦土師作る。

居り明かしも今夜は飲まむほととぎす明けむ朝は鳴き渡らむ

ぞ二日は立夏の節に成る。このゆゑに、「明けむ朝は鳴かむ」といふ (四〇六八)

右の一首は、守大伴宿祢家持作る。

●明日よりは継ぎて聞こえむほととぎす一夜のからに恋ひわたる

かも (四〇六九)

右の一首は、羽咋の郡の擬主帳能登臣乙美作る。

(3)の山部赤人は長歌に、印南野と藤井の浦を、夷道から京への

旅の帰途のこととしてうたっている。そして反歌第一首はまず長歌にある藤井の浦と同じ藤江の浦(沢瀉久孝『万葉集注釈』)の昼の様子をうたうことで、長歌の土地讃めの趣旨を受けている。第二首では印南野の旅寝をうたい、もってこれも旅歌の常套である家を偲ぶ。家を偲ぶ気持ちをそのまま継続しつつ、第三首は「明石瀉潮干の道を明日よりは」とうたう。

「明石瀉」の「潮干の道」というのは、潮待ちの今夜を経ておそらくは明日通るであろう道をいうのだから、これは想像であるということになる。そして「下笑ましけむ」とうたって、その道においておそらく自分は嬉しさににんまりとしてしまおうだろう、ということが再び想像として述べられ、さらに確実な想像として「家近づけば」という、旅歌におけるいかにもよろこばしい表現で、赤人は一首を結ぶ。「明日よりは」の一句を含みもつ歌々に限ってみるとき、赤人は想像から想像へというまことに個性的なうたい方をしていることになる。

ここでは、「明日よりは」の一句が、長歌そして反歌の二首を経て閉じめの一首、最終の歌に用いられていることが、まず注目される。

(4)は、同じく赤人の作である。著名な歌々なので、いまさらの説明は不要かと思うが、これが連作であり、四首で一個の作品で

あることを説いたのは、清水克彦氏「赤人の春雑歌四首について」(万葉九四号、『萬葉論集』所収)であった。氏の見解によれば、この四首は渡瀬昌忠氏のいう「波紋型構成」をなす四首で、第一首は春の菜摘みをうたつて、第四首に対応し、間の第二首と第三首は、桜と梅という樹木の花を並べて対応させた構成だという(この四首、第一首と第二首の位置が紀州本及び陽明文庫本においては順番が逆になっている。清水論はその点についても見解を述べているが、本稿では論の主旨に直接関わらない故をもって、一応西本願寺本などの配列に従っておく)。

全体の構成は清水氏の説かれるとおりであろう。歌意の流れとしては、第一首が春の野にすみれを摘みに来た自分、という前提をうたう。そして山桜あるいは梅の花と、春の恋の主情を漂わせて第二首第三首がうたい継がれ、最終の第四首において、初句に「明日よりは」という一句が据えられる。「明日よりは」というからには、今現在に実現しなかったこと、なしえなかったことを明日に期待してあるいは意志してうたうのが普通であろう。つまり、歌はそこで終わることが多い。ところが第四首は「春菜摘まむと標めし野に」といって、第一首の上句「春の野にすみれ摘みにと来し我れぞ」に、享受者の思いが回顧するようにうたわれている。しかも、「春菜摘まむ」という期待は期待のままに、「昨日

「明日よりは」とうたう意味

も今日も雪は降りつつ」と、美しく雪に包まれるのである。

「明日よりは」の一句を、このように用いた歌人は、赤人の他に見当たらない。先に(3)の長反歌について述べた想像から想像へという赤人の歌人独自の感覚が、このあたりにも充分に現れているのではないかと考えられる(赤人のこうした独自の感覚については、坂本信幸氏「時間・空間・山部赤人」国文学二八巻七号に言及がある)。いずれにしても赤人らしいみごとな連作の構成と技術といえる。

(6)は、三首の歌群で、少しわかりづらい関係で並んでいる。丹比真人の第一首は、玉藻を刈る海人娘子に名問いをするという一首であり、それに応える形で、はねつけ歌がなされたのが第二首であろう。題詞には「和ふる歌」とあるばかりで作者の名前は書かれていないが、歌の内容からすれば丹比真人が呼びかけた海人娘子の立場に立って応えた歌、ということになる。そうした前二首を承けて、「慰めて今夜は寝なむ」と石川卿がうたい納めている。新潮日本古典集成『万葉集』の頭注には、三首は旅先の宴においてなされた詠であるとして、石川卿の一首については「前二首を承けて、海人娘子への恋が成就した趣きに仕立てたのである」とある。新潮の解によれば、石川卿は自分だけがその海人娘子への愛情を実現させた、と上の句でうたったことになる。そし

て下句では、明日からはそれと別れて、とうたい納めるのだから、これは随分身勝手に満足げな歌といえるらしい。いずれ、宴におけるのびやかな戯れを想像させる一首である。

ここでは「明日よりは」の一句が第三句に位置し、上句で今、現在を述べ、下句でそれと対比的な未来を予想しつつ述べる、その結節の役割を果たしている（この点で、(1)(5)(8)(10)(16)に同じ）。

(8)は、これに続く(9)と併せて、卷十の七夕歌である。いま井手至氏「萬葉集七歌の配列と構造」（万葉一一二号）、「七夕歌群の構造」（国文学二八巻七号）や、伊藤博氏「七夕歌の論」（『万葉集研究』第一五集、『萬葉集の歌群と配列』上所収）の見解によると、「明日よりは」の一句を含む二〇三七は、二〇三四～八の五首一群の中の第四首ということになる。第一首二〇三四は「衣」の素材をもって「織女」の恋をうたい、第二、三首は牽牛と織女の直の逢いをうたう。そして第四、五首は二首共に後の恋をうたっている。

(9)もまた、前二氏の見解によれば、同じ七夕を主題とする一群で、二〇五〇は二〇四七～五〇の、末尾の一首ということになる。第一首二〇四七は天の川を漕ぐ「彦星」をうたい、第二、三首は織女の逢いへの期待をうたう。第四首二〇五〇は「明日よりは」と後の恋の嘆きをうたっている。

いま本稿が注目したいのは、(8)(9)の両方ともに、「明日よりは」の一句を含む歌が歌群の最終部に位置している、ということである。ただし(8)の歌は後にもう一首二〇三八がある。純粹に最終歌といえないわけだが、この二〇三七、八の二首は、「我が恋ひ居らむ」という同じ結句を持っている。二首を一体のものともなしで歌群の最終歌と呼ぶべきかと思う。

(14)はほととぎすを主題とする宴歌であるが、ここでも「明日よりは」とうたい起こす四〇六九の歌が、四首の最終を担っている。全体、立夏の節である明日四月二日に意識を集中してなされた四首で、家持の第一首は、ほととぎすに明日先立つ「忍び音」を期待し、第二首遊行女婦土師の作は、それに添って「二上の山」のほととぎすの「鳴き音」を期待する。そうした期待の実現はままならぬとして、家持は第三首で「明けむ朝は鳴き渡らむぞ」と最終的にうたう。そして、その家持の「明けむ朝は」の言葉に刺激されたのか、能登臣乙美が「明日よりは継ぎて聞こえむほととぎす」とさらに一首をうたって、すべてを納める形になっている。

以上述べてきたところをまとめると、歌群の中でうたわれる場合、「明日よりは」という一句を含む歌は、おおかた歌群の最後に位置してその歌群を締めくくるといふ役割を担うことが多いということになる。「明日よりは」の一句を含みもつ歌が、おのず

から歌群の最終部に位置するというこの顕著な傾向は、別の例においても確かめられる。次にその点を明らかにしてみたい。

三 配列歌群の場合

「明日よりは」の一句を含みもつ歌群中の一首ということであれば、(10)(12)(13)の三例にも当然視線が向く。この三例が前節で取り上げた歌群と同等に扱えないのは、これらが、そのときその場で創作されたものではないという理由による。(10) (13)の三群は、先掲の井手至、伊藤博両氏の見解によれば、編者の何ほどの意識のもとに「配列」された歌々といえるからである。その場合はどうであろうか。

(10) 雁がねの来鳴きしなへに韓衣竜田の山はもみちそめたり、

(10二二九四)

●雁がねの声聞くなへに明日よりは春日の山はもみちそめなむ

(二二九五)

しぐれの雨間なくし降れば真木の葉も争ひかねて色づきにけり

(二二九六)

いちしろくしぐれの雨は降らなくに大城の山は色づきにけり

(二二九七)

風吹けば黄葉散りつつすくなくも吾の松原清くあらなくに

「明日よりは」とうたう意味

(二一九八)

(12) 霞立つ春の長日を奥処なく知らぬ山道を恋ひつつか来む

(12三二五〇)

外のみを君を相見て木綿畳手向けの山を明日か越え去なむ

(三二五一)

玉かつま安倍島山の夕露に旅寝えせめや長きこの夜を

(三二五二)

み雪降る越の大山行き過ぎていづれの日にか我が里を見む

(三二五三)

いで我が駒早く行きこそ真土山待つらむ妹を去きて早見む

(三二五四)

●悪木山大末ことごと明日よりは靡きてありこそ妹があたり見む

(三二五五)

(13) 春日野の浅茅が原に後れ居て時ぞともなし我が恋ふらくは

(12三二九六)

住吉の岸に向へる淡路島あはれと君を言はぬ日はなし

(三二九七)

●明日よりはいなむの川の出でて去なば留まれる我れは恋ひつつやあらむ

(三二九八)

(10) は卷十の中にあつて、二二九四～八の五首で一群と見なされ

ている歌々である（「歌群」の認定は井手、伊藤両氏の見解を参照すること前節と同様）。これは、「明日よりは」の一句を含みもつ一首、二一九五が五首中の第二首に位置している。ところが、二一九五はこれに先立つ二一九四と読みくらべれば、「雁がねの来鳴きしなへに」「雁がねの声聞くなへに」という初句と第二句、あるいは「竜田の山はもみちそめたり」「春日の山はもみちそめなむ」という第四句と結句が同様の表現を有している。先に「歌群中の一首」であげた(8)の場合と同じで、やはり、二首で一体のものとなすべきであろう。

この五首は、第一首が「竜田の山はもみちそめたり」と現在の黄葉の様子をうたっており、それを受けて「春日の山はもみちそめなむ」と明日の想像をうたう第二首が続く。その二首が植物にもみじすることを促す第三首の「しぐれ」を呼び寄せ、必然的な結果として「色づきにけり」とうたう黄葉の二首を誘い寄せている。そして最後に「散り」をうたう一首という配置をもつて一つの歌群が完成したのである。結果、井手至氏のいう「逐時的和歌配列」（『逐時』的和歌配列の源流）小島憲之博士古稀記念論文集『古典学藻』）の見事な結構を現出した。

(12)は、六首の配列をもつて形成された歌群である。これらは、伊藤氏（先掲書）の見たところ第一首にある「山道」、あるいは

第二～六首にある「山」を主題とする一群といえる。とくに第三～六首は「安倍島山」、「越の大山」、「真土山」、「悪木山」と具体的な山名が列挙され、道行ぶりの仕立てになっている。そして「明日よりは」の一句をもつ第六首三二五五は、やはりここでも最終に位置していることが注目される。

(13)は新潮日本古典集成『万葉集』頭注によると、「原・島・川に寄せる歌」の主題をもつ三首である。三首が道行的構造をもつこと、(12)と同様「浅茅が原」、「淡路島」、「いなむの川」など具体的な提示があることで明瞭であろう。この場合も三一九八が「明日よりは」の一句を含み、歌群の一番最後になっている。

以上、三例中二例までが、歌群の最終部に位置する。編者の意図を透過しても、なおかつ「明日よりは」の一句をもつ一首は、創作歌群の場合とほぼ同様の原則を守っているといっているかと思う。そして異例ともいえるべき(10)が、一転して歌群の冒頭に位置していることも、配列歌群ということ編者の意図について考慮したとき、かえって興味をそそる現象といえる（後述）。

創作歌の場合と意図的な配列歌の場合とに共通している、「明日よりは」の一句を含みもつ一首が歌群の最終部に位置するといふ傾向は、いったいどこから生まれてくるのだろうか。それは、長歌の場合をみるといくぶん明瞭になるようである。(2)の挽歌は

その構成と表現をみると大半を季節々々の様子をあやなしてうたいつつ、前半では「君」への永遠の誠実を述べたて、最終的には、それが「君」の死によって裏切られた悲しみをもってうたい納める。注目すべきは、長歌の最終が、「君をば明日ゆ外にかも見む」と結ばれていることである。この部分、一云には「君を明日ゆは」とあり、本文歌の方が「君」を助詞で指定して、より強い表現に工夫されている。その一事をもつてしても、「明日ゆ」の一句は長歌においてもその最終部にあつて、重要な一語であつたことが基本的にいえる。

いま参考にした長歌についてさらにいえば、一首は赤人の(3)の例に構造が似かよつてゐる。長歌一首反歌三首をもつて形成された赤人歌の時間の流れを、(2)は長歌一首に納め込んだ形になつてゐる。

また一首が挽歌であることを思えば、よく知られた天智挽歌群(2一四七〜一五五)における額田王の長歌一首のあり方も想起される。

山科の御陵より退り散くる時に、額田王が作る歌一首
やすみしし 我ご大君の 畏きや 御陵仕ふる 山科の 鏡
の山に 夜はも 夜のことごと 昼はも 日のことごと 哭
のみを 泣きつつありてや ももしきの 大宮人は 行き別

「明日よりは」とうたう意味

れなむ

(一五五)

挽歌群の最終に位置する一首は「夜はも夜のことごと 昼はも日のことごと 哭のみを泣きつつありてや」と今に至るまでの経過をうたい、「ももしきの大宮人は行き別れなむ」と推量の形で結んでいる。一首自体が歌群の最終の歌であることや、その一首が究極のところこの後の悲しみの想像で締めくくられるあたり、当面の歌の「君をば明日ゆ外にかも見む」という表現のあり方に酷似する。

四 別離歌の場合

「明日よりは」とほぼ同様の意味の一句を含む歌で、明らかに前述の歌群における場合と同じ傾向を示す例があるので、参照しておこう。

冬の十一月に、大宰の官人等、香椎の廟を拝みまつること
訖りて、退り帰る時に、馬を香椎の浦に駐めて、おのもお
のも懐を述べて作る歌

帥大伴卿が歌一首
いざ子ども香椎の瀉に白栲の袖さへ濡れて朝菜摘みてむ
大式小野老朝臣が歌一首
(6九五七)

時つ風吹くべくなりぬ香椎瀉潮干の浦に玉藻刈りてな

(九五八)

豊前守宇努首男人が歌一首

●行き帰り常に我が見し香椎瀉明日ゆ後には見むよしもなし

(九五九)

九五九の「明日ゆ後には」という七音の一句は、五音に熟した「明日よりは」が第一句もしくは第三句にあるのに対して、第四句に位置している。歌中の句の位置ばかりではなく、意味の上でも若干の違いがあると思うが、とりあえず歌群中の一首ということとで考えてみよう。

一首は、大伴旅人を中心とする大宰府の官人たちの歌々の中にある。題詞にあるとおり、一行が香椎廟の参拝を終え、香椎の地に別れを告げる三首である。まず旅人が「朝菜摘みてむ」ということで香椎瀉をうたう。続けて小野老が、「玉藻刈りてな」と、やはり香椎瀉をうたっている。その二首を承けて、三首目に宇努首男人がうたう歌は、その同じ香椎瀉を「常に我が見し」と、表現としては非常に個人的なものに近づけつつ、「明日から後には見るすべがない」、とうたって、全体を締めくくる。沢瀉久孝博士の『万葉集注釈』によれば、このときの男人は遷任を間近に控えている身であったという。ならば、男人にとっては香椎の廟にい

ます神に、香椎瀉をうたって敬意を表しつつ別れを告げる、これが最後の機会であったのだと考えられる。額田王の三輪山別離歌(117、八)などと、その主旨は同じの一首であろう。前二首と、一見うたいぶりが離反しているのも、香椎の神を中心とし、旅人をはじめその場の誰もが了解していた遷任という男人の個人的な事情を考慮すれば、その場にまことにふさわしく、人々に感銘を与える一首であったと考えられる。

こうしてみてみると、歌群の形態として最終部に「明日よりは」やそれに類する「明日ゆ後には」といった一句を据える表現は、歌群の起伏を経てその感情の頂点、別離の場面においてもとも効果を発揮するということに気づく。創作歌群の(6)(8)(9)がそうであったし、配列歌群の(13)がそうであった。また、死別を究極の別離と捉えれば、挽歌の(2)もそうであろう。

「明日ゆ後には」のように「明日よりは」と類似の表現は他にもある。一例のみ、別離歌ということに関して、最後に触れておきたい。

中臣朝臣宅守、狭野弟上娘子と贈答する歌

あしひきの山道越えむとする君を心に持ちて安けくもなし

(153723)

君が行く道の長手を繰り重ね焼き滅ぼさむ天の火もがも

(三七二四)

我が背子しけだし罷らば白栲の袖を振らさね見つつ偲はむ

(三七二五)

●このころは恋ひつつもあらむ玉櫛笥明けてをちよりすべなかるべし

(三七二六)

右の四首は、娘子、別れに臨みて作る歌。

万葉集卷十五の後半部をなす、中臣朝臣宅守と狭野弟上娘子との贈答歌群の、冒頭の四首である。作者は娘子で、左注には「別れに臨みて作る歌」とある。第一首は、「山道」を越えて旅立ちとする相手を見送る娘子の心情がうたわれている。第二首はその「道」ということを題材として、たいへん激しいうたいぶりになされた著名な一首。第三首はさけられぬ別れということを確認しつつ、別れ道の峠あるいは山頂で振られるであろう袖を「見つつ偲はむ」と結ぶ一首である。これら三首を承けて、第四首は、「明けてをちよりすべなかるべし」とうたわれる。

第四句の「明けてをちより」という一句は、機能的な面において、これまで述べてきた「明日よりは」の一句に、ほぼ等しい意味を持つ。明けての後、つまり明日からその娘子の恋の思いはどうしようもないままに永遠に持続するというのである。しかもこの場合、「明日よりは」の抽象性の濃い表現ではなく、「明けてを

ちより」と率直な言葉でうたっている。今夜一夜の共寝を最後として、という具体をまつすぐに表現して余すところがない。生身の別離の緊迫した生々しさがここにはある。こうして見てくると、総じて、四首はみごとに感情の起伏を持ち、中でもこの三七二六の一首は、娘子の心情をありありと表出して、別離の悲しみを永遠のうちに定着させるに十分な歌となっているといえる。

前に本稿は配列歌群である(10)の場合、一首が冒頭に立つことが、編者の意図ということを考慮したとき興味深い、と述べた。(10)が異例となった理由を考えると、もつとも参考になるのは、いま述べたところの狭野弟上娘子の四首である。その歌群は「明けてをちより」の句を含む一首が最終に位置することによってみごとに完結された。ところが、注目すべきは、一旦完結された歌群が、以下、卷十五の後半部を成すところの宅守と娘子の贈答五九首の大歌群を呼び寄せる、その起爆剤となっている点である。つまり、「明けてをちより」の第四首でしめくくられた娘子の連作は、それから後の永続する悲しみをうたって閉じられ、その完成度の高さ故に、「明けてをちより」の二人の悲しみを具体的にうたう歌々を誘うのである。後続の歌を誘うという点で、(10)のあり方もこれときわめて似かよっている。

多く「明日よりは」とうたって一つの歌群が閉じられる最大の

理由は、いつにかかつて一句が「明日からは」と指定するところの歌の空白が持つ重みの故であろう。うたった本人ばかりでなく、一句に接した享受者のあまもあろうかこうもあろうか、という自由な想像を許容するところに、この空白の深さがある。この意味深い空白にその後の恋の心情世界を具体的に描き出してみせたのが、宅守と娘子の贈答歌群ということになる。いいかえれば、「明けてをちより」とうたう娘子のひたぶるな悲嘆が、その後の歌群を形成する要因を誘い寄せたのである。

さらに踏み入っていうならば、この現象は、(16)の防人歌についてもいえるかもしれない。なぜなら一首が、ふつうに「防人歌巻」と呼ばれる巻二十の一大歌群の冒頭に位置しているからである。

「明日よりは」の一句はそれがもつ「余韻」の深さをもつて歌群を完結せしめる。そしてそのゆえをもつて後続の歌々を誘うこともある。一句「明日よりは」が果たした文芸的な役割は想像以上に高度なものであったといわざるを得ないのである。^{注3}

五 結

これまで「明日よりは」という一句が、単独の一首中ではなく、歌群の中においてはじめて、独特の意味を有してその効果を発揮

することを述べてきた。そして、その一句を含みもつ一首が、多くの場合それが属する歌群の最終部に位置してきわめて作品的な効果をあげることと述べた。とくに別離の主題をうたう歌群においてもその点は保証されると思われる。そのような原則的なものが認められるならば、「明日よりは」という表現が、万葉集の中で一定の文芸的な意図のもとに操られたものであった、ということがいえると思う。

以上の諸点が了解されれば本稿の意はほぼ満たされるのだが、もう一点、一句の初出である大伯皇女の一詩(1)について、いささか言及しておきたい。

本稿は冒頭に「愛唱されることの多い大伯皇女の一詩」と述べた。これについてはいささかの説明が要る。すなわち「愛唱される一詩」と称する内実についてである。この一詩、実は享受者の意識の中で、単独に味わわれているのではなく、歴史的な背景をもつて立つ歌群ともいうべき一連の歌々の中で輝きを得ている一詩といえるからである。

大津皇子、竊かに伊勢の神宮に下りて、上り来る時に、大
伯皇女の作らす歌二首

我が背子を大和へ遣るとき夜更けて暁露に我が立ち濡れし

ふたり行けど行き過ぎかたき秋山をいかにか君がひとり越ゆ
らむ (二〇六)

大津皇子の薨ぜし後に、大伯皇女、伊勢の齋宮より京に上
る時に作らす歌二首

神風の伊勢の国にもあらましを何しか来けむ君もあらなくに
(二六三)

見まく欲り我がする君もあらなくに何しか来けむ馬疲るるに
(二六四)

大津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時に、大伯皇女の
哀傷しびて作らす歌二首

うつそみの人にある我れや明日よりは二上山を弟背と我れ見
む (二六五)

磯の上に生ふる馬酔木を手折らめど見すべき君がありと言は
なくに (二六六)

右の一首は、今案ふるに、移し葬る歌に似ず。けだし疑
はくは、伊勢の神宮より京に還る時に、路の上に花を見

て感傷哀咽してこの歌を作るか。

当該歌は右の大伯皇女の六首中の一首であり、この一連の歌の
背景には大津皇子の事件にまつわる顛末がある(日本書紀)。そ
れに加えて大津皇子臨終歌(三四一六)や臨終一絶(懷風藻)が

ある。

万葉集卷二の相聞の部立に二首、挽歌の部立に二首ずつ四首と、
現に見る形に整えられる以前、六首は題詞も左注もない形で、一
括りに大伯皇女の手許にあったと想像される。してみればそれら
は弟大津の死を主題とした一つの歌群とみなし得る訳である(拙
稿「あしびの文芸」『古代史論集』上)。本稿の主旨からいえば、一
六五はそうした歌群の最終部に位置してこそひととき感動的とい
える。そしてその感動をさそう大きな要因として一首中の一句
「明日よりは」が指摘できる。

大伯皇女の手許にあった六首の歌の並びは一六五をもって最終
であったのではないか、とさえ想像される。現に見る最終歌一六
六の位置について疑義を提した左注の発言は根源のところでは正
であったのではないか。それらをさておいても、左注を付した者
の直感を突き動かすほどに「明日よりは」の一句がもつ力は大き
く深い。もし一六五が最終歌であったとしたなら、「明日よりは」
とうたつて以後、作品的にまったくの空白のしじまを、大伯の悲
嘆の情は豊かな「余韻」として満たすことになるからである。

以上のような大伯皇女の魅力ある一連の歌々を享受した後続の
人々が、「明日よりは」の一句に着目しつつ、己が歌群、宴にお
ける創作歌群に、あるいは配列歌群の中において、これを試みて

当然のほずである。

「明日よりは」の初出大伯皇女歌については、その表現の生れ出た要因や意義など、なお論ずべき点が多くある。それらについては考察の機会を改めて得たいと思う。^{注4} いまは一句「明日よりは」がもつ意味の一端を明らかにし得たことで満足したい。

(一九九一・六・二九稿)

注

1 記紀歌謡などには「明日よりは」の例が見られない。歌ことばとして「明日よりは」と熟した表現は万葉集において、独自の表現であったといえる。なお、「明日」の一語について参照すべき論は数多い。以下、管見に入っただけでも、大野晋「語源研究の方法」

(国語と国文学昭和四五年二月)、井手至「上代の人々の一日に對する考え方について」(『武智雅一先生退官記念国語国文学論集』、

桑川光樹「時間」(国文学一七卷六号)、橋本万平「万葉集時代の暦と時制」(『万葉集講座』二)、田中元『古代日本人の時間意識』、神

野志隆光「古代文学において〈時間〉はいかに意識されたか」(国文学二二卷一一号)、稲岡耕二「万葉集の『今夜』・『明日』について」

(国際日本文学研究会會議録一一卷)、近藤信義「古代の一日と『ぬばたまの夜』」(立正大学文学部研究紀要四・五卷)、三浦佑之「時間意識の悲劇性」(成城国文一卷)、伊藤益「ことばと時間」などがあ

る。本稿の目的は「明日」についての定義や語義の探求ということにはなく、その点については別途に論及する機会をもちたいと思う。先掲の諸論に充分敬意を払いつつ、「明日よりは」という表現の意味を考えてみたい。以下の論述はその立場でなされることを、一言しておく。ちなみに「明日香」「明日香川」と人名「明日香皇女」の關係について、人麻呂挽歌を中心になされた平館英子「明日香皇女挽歌の表現と構想」(万葉二三七号)の最新の論がある。

2 その点からいえば、大伯皇女の一詩(1)も、前後の一六三、四と一六六や、さらには卷二に存する一〇五、六と併せて、同一の主題(弟大津皇子の悲劇)をうたう六首中の一詩という見方ができる。歌群中の一詩という捉え方がいよいよ必要になる所以である。

3 歌群と呼ぶには二首という最小の単位のため、言及しなかった(5)(7)(11)の例がある。

(5) 藤原朝臣八束が歌二首

ここにありて春日やいづち雨障み出でて行かねば恋ひつつ居る
(八一五七〇)

●春日野にしぐれ降る見ゆ明日よりは黄葉かざさむ高円の山

(一五七二)

(7) 藤井連、遷任して京に上る時に、娘子が贈る歌一首

●明日よりは我れは恋ひむな名欲山岩踏み平し君が越え去なば

(9 一七七八)

藤井連が和ふる歌一首

命をしま幸くあらなむ名欲山岩踏み平しまたまたも来む

(一七七九)

(11) ●明日よりは恋ひつつ行かむ今夜だに早く宵より紐解け我妹

(12 三一一九)

今さらに寝めや我が背子新夜の一夜もおちず夢に見えこそ

(三一二〇)

右の二首

いずれも二首をもって立つ歌々である。(5)は藤原八束個人の連作で、

「明日よりは」の一句を含む歌は、その第二首に位置している。(7)は

藤井連に娘子が贈った歌で、第一首の娘子の歌に「明日よりは」と

いう一句が含まれている。(11)は、問答歌の二首で、男歌が「明日よ

りは」の一句を含み、それにはねつけ歌の形で女が答えている。

「明日よりは」の一句の用法に、ある程度の原則があったとするな

らば、これはその原則を逆手に悪用した戯れ歌のたぐいだろうか。

いずれも、「明日よりは」の一句がもつ「余韻」をもって連作を閉じ

たり、その効果を利用して後の歌を誘っている。

4 大伯皇女の一首の由来を説くには、むしろ次のような神楽歌の在

り方に手懸りを求めるべきかもしれない。

①すべ神はよき日祭りつ明日よりは八百万代を祈るばかりぞ

②すべ神はよき日祭れば明日よりは朱の衣を褻衣にせん

③皇神をよき日にまつりしあすよりはあけの衣を褻衣にせん

③の例は実際に現在でも出雲大社新嘗祭の儀式の最終にうたわれて

いる(『出雲大社の年中祭事』)。神事においても、一首の朗詠が最終

部にあることや、大伯皇女の歌の力の根源に、彼女が伊勢斎宮であ

ったことと深く関わる(伊藤博「女歌の命脈」『万葉集の歌人と作

品』上、第三章)ことを思い合わせると興味深い。万葉集には神の

前や神の代理人たる大君の前における「誓いの歌」の系譜にある歌

が多いのではないか、と考えられるからである。「明日よりは」の一

句は、「君がため」といった表現と同様、そうした歌々の重要な言葉

であったのかもしれない(井口樹生博士御教示)。

なお、注1に断ったが、大伯の一首「うつそみの」の表現とも関

わって「明日」に対する「今日」「今」などの言葉と共に考察の要が

ある。いずれも別途に論じたいと思う。

本稿の骨子は、第四三回萬葉学会全国大会研究発表会(一九九〇年

一〇月一四日、於専修大学)において発表した。席上、諸氏より貴重

な御意見を賜った。記して感謝したい。

(わたなべ まもる・岡山大学助教授)

文字の異同あるいは通用

—万葉集の校訂をめぐる—

—

万葉集の長い研究史の中で、本文校訂は、歌をヨム以前の基礎的研究として、またヨムことの一部として、常に重要な位置を占めてきた。にもかかわらず、われわれにはその方法に対する共通の理解があるかというところ、決してそうではない。人によって校訂の態度が異なるのは当然のこととして、それだけでない、文字に対する態度のあいまいさのようなものを感じずにはおれない。そのあいまいさが、校訂の態度の違いにも反映しているように思われる。

現在、万葉集のテキストとしてよく使われる、塙書房版の万葉集と桜楓社版の万葉集⁽¹⁾とを比べてみると、同じく西本願寺本を底本としながら、そして校訂本文にはそれほど差がないにもかかわらず、校訂態度の違いからか、脚注に示された校異あるいは校訂注記が相当異なっている。

両者の校訂態度の違いは、その凡例によっておおむね知られる。塙書房版では、校合に際して底本の本文の取り方、本文というものの理解を、次のように明確に規定している。

一 校合を加える際、本文に見せ消ちその他、記号を付して改定がなされているものは、別筆による加筆（貼紙・欄外にあるものをも含む）でも、改められた方の形によつた。

これに対して、桜楓社版では、

底本本文には同筆による書き直し、見せ消ち、補入、貼紙などの訂正があるが、これらは必要に応じてそれぞれ、西訂・西補・西貼紙として示した。

というように、書き直し、見せ消ち、補入、貼紙などをできるだけ底本の通りに注記しようとする。その結果が次のような脚注になつて表われる。

夜（元類冷西補）―ナシ ①六 へ補入による、塙本注記せ
ず

武(元類紀西訂)―哉 ①五九 〈見セ消チによる、塙本注

記せず〉

兄(類細西訂)―原字不明 ②一九六 〈原字の上になぞつ

て訂正、塙本注記せず〉

与(元西貼紙―於) ④五一八 塙本(「於」元ニヨル―

「与」)

泉(類細西傍書―白水) ③二五二 塙本(「白水」類細ニ

ヨル―「泉」)

これらからは、塙書房版が底本のあり方について筆者の理解に近付こうとして底本の性格を規定するのに対して、桜楓社版はわれわれの目の前にある底本の状況をできるだけそのまま忠実に記そうとしたことがわかれる。

「字体」に関しても、次のような態度の差が見られる。

- 一 底本のみ誤字で、しかも脚注にわざわざ作字してまで再現する必要のないものは採り上げなかった。(埼―埜 ②一三五、能―能 ⑮三六二七) また、底本だけの筆癖、特殊な通用字(船―舡、折―析、年―羊)も一々ことわらなかつた。
- 一 字体に関しては、左の要領に従い、なるべく底本の字に近いものを現わそうと努めた。

文字の異同あるいは通用

(イ)底本の異体字・略字で、いわゆる新字体に一致するものは採用する。(道・飯・青・羽・戸など)

(ロ)底本に旧字体で書かれてあるものは、旧字体に従う。

(賣・藝・氣・國・戀など)

(ハ)底本に二通り以上相異なる使用があつて、それぞれかなり頻度の高いばあい、必ずしも統一しない。(氏―豆・

低―低・胸―胷・群―羣・與―与・萬―万・辨―弁)

(ニ)の項略)

(ホ)元来別字であるが、ほとんど通用と見てよい文字は、改

めるばあひも、特に校異を示さない。(己―巳―巴・于

―干・牡―牡・且―旦)

(ヘ)の項略)

(塙書房版)

ここで塙書房版は、例を挙げながら校訂の態度を詳しく述べている。これに対して桜楓社版は、

本文の字体は底本に従うことを原則としたが、印刷その他の事情で異体字・慣用字・略体字などを改めたものがある。

とするのみであり、この差が脚注の量にそのままつながつていられる。塙書房版にいう「底本だけの筆癖、特殊な通用字」(年―羊など)や「元来別字であるが、ほとんど通用と見てよい文字」(牡―牡など)は、桜楓社版ではいちいち脚注として示さ

れることになる。その結果、桜楓社版では、脚注の量が多くなるだけでなくその異同の性格も多様なものが含まれることになる。

凡例の量（塙書房版六ページ、桜楓社版三ページ）によっても見当はつくが、塙書房版が本文を校訂するという態度が強いのに対して、桜楓社版は本文を復元しようとする態度が強いと評価できようか。

筆で書写されたものを活字に移す場合、全く同じ「かたち」に移すことができないのは当然である。異なる「かたち」の文字を、自分たちの規範に照らし合わせて、われわれは同じ文字だと判断しているのである。活字によって示された「かたち」は、一応校訂者の判断であり、規範であると理解できる。

ただ、凡例や脚注によって示されるような、校訂の態度によっては、校訂者の判断にいくばくかの差が生じることになる。例えば、「標―標（①―②）」を校異として示すかどうかは、校訂者が同じ字と見るかどうかという判断である。桜楓社版ではこれを異なる字と見なし、塙書房版ではこれを同じと見なしたと理解できる。また「沾―沾、文―父」などを筆癖とする判断、あるいは「牡―牡」などを通用とする判断も、同様である。塙書房版が底本の規範を重視するのに対し、桜楓社版では底本の「かたち」を重視するといった差がある。とすると、われわれにとって文字の

「かたち」を判断するあり方は、実は、人によって異なるということになる。ここには文字の同定という面からは、校訂態度の違いだけでは済まされない問題を含んでいるように思われるのである。

校訂の方針によって文字の同定の基準が変わるといふ事実を知る時、われわれは、テキストに向う姿勢にある種の不安を抱かざるをえない。われわれがテキストを読むのはどういう行為なのかと。われわれは本当にテキストに書かれた文字が読めるのかと。

二

かめいたかし「古事記はよめるか」⁽²⁾は、古事記の訓読に対して極めて示唆的な議論を展開した。それはわれわれにとって文字（漢字）で書かれたものを「訓む」とはどういうことか、文字の「訓（ヨミ）」とはどういうものなのかを、古事記を訓む以前にもう一度問い直す。古事記の訓読においてこの共通認識がなければ、古事記の訓読は議論として成立しえない。古事記研究の歴史の中で、きわめて重要な提言であった。万葉集においても、池上禎造「万葉集はなぜ訓めるか」、かめいたかし「万葉集は訓めるか」⁽³⁾が、万葉集の訓読を通じて万葉集の性格に迫っている。しかし、池上氏やかめい氏がこのように問いかけるまえに、わ

われわれにはもう一つ手前の基本的な事項に対して、共通認識を持つているのかどうかを問い直す必要があったのではないか。それは、われわれにははたして文字が読めるのかという問いかけである。

例えば、拙稿「同形異字小考」(『国語文字史の研究』一九九一・一〇予定、以下、前稿と呼ぶ)に取り上げた同形異字という問題がある。

本来、文字は言語の(あるいは文字列の)中で他との示差機能を発揮し、従って、同じ「かたち」であっても文脈によって異なる文字と認識される(例えば「己―巳―巳」)のだが、場合によっては同じ「かたち」の異なる文字に読み誤られることもある(例えば「舟―舟、鳥―焉」。また、現代に例を取るなら、「万」と「萬」とを同じ字と取るか違うと取るか、あるいは、「芸(ゲイ)」と「芸(ウン)」とはどうかなどは、個人差がある。

これらの現象を明確に捉えるためには、文字の同定のあり方を検討する必要がある。先に示した、標―標、年―羊、壮―牡などはもとより、加―可、川―河のような同音・同訓の異同まで含めて、書写者がどの字とどの字を同じと認識していたか、また異なる字と認識していたかが問題となる。異体字とか通用字といった認識のあり方は、われわれの持っているとは当然異なる。われ

われ自身でさえ、個別に見れば、場面によって微妙に異なるのである。⁽⁴⁾

前節に見たような、万葉集における本文校訂という作業での、依拠する本文に対する態度の違いは、文字の同定意識の差異という点で、まさにわれわれには文字が読めるかという問いかけの意義を如実に表わしている。これが前稿に残された課題でもある。二本間の文字の同定の作業は、一つの本に対するわれわれの規範との同定の作業に対応している。はたしてわれわれは書写者の文字意識にどこまで迫ることが出来るか、それは同時に、われわれには文字が読めるかという問いかけとなる。そこから出発して、本文校訂のあり方を考えねばならないのではないだろうか。

三

異なる二本を比べて、まずわれわれの前に立ちはだかる問題は、同じ場所にある二つの文字が同じかどうかという判定である。その際、われわれにははたしてそれらが同じかどうかを判定する明確な基準、あるいは共通理解があるのだろうか。さらにそれが、われわれの規範にどう対応するのかといった判断も問題である。それらは当然、校訂者の判断に任される。しかしながら、先にみたように、それは一定ではなく、実はその判定は容易なことでは

ない。

例えば、校本万葉集の首巻にあげられた「校異を出さざる異体字ならびに通用字の表」に掲げられた文字の「かたち」は、はたしてこれを同字と認めるのか別字と認めるのか。あるいは、異体字といふ通用字というのはどういう基準でもって区別されるのか。残念ながらその点については何も触れられていない。もちろんこれは、ひとつ校本万葉集だけの問題ではなく、後々の校本あるいは翻刻にいたるまで明確にされてはいたないのだが。

異体字なり通用字という術語の規定について、これまでも言及されなかつたわけではない。⁽⁵⁾ さらに、字体や字形についても最近いくつかの言及を見る。⁽⁶⁾ ところが、実際、例えば万葉集の校訂を試みる時、それらの議論が直接適用なり応用なりがしにくい現状がある。われわれは、異体字なり通用字といった術語について、校訂という作業に関わる形で検討しておく必要があるのではないだろうか。

書写された文字の異同について、徐仲華「談写別字」⁽⁷⁾では次のように分類する。

I. 写了錯字（筆画や結構を写し誤って、既成の文字の形にならないもの）

II. 写了別字（誤った結果が別の文字と同形になったもの）

1. 因形似而誤的字（形が似ている別字）

2. 因読音相同而誤的字（読音が同じ別字）

3. 因音同形似或音近形似而誤的字（音が同じで形が似ている、あるいは、音が近くて形が似ている別字）

4. 因音同義近而誤的字（音が同じで義が近い別字）

1と2以下とで漢字音を分類の基準にするとところは、そのままわが国の場合にあってはまらないが、2以下がいわゆる通用字に相当しよう。

さらに、陸宗達・王寧『訓詁方法論』⁽⁸⁾では、「異文」について、次のようにまとめている。

A. 同源通用字

B. 同音借用字

C. 伝抄中的訛字

D. 異体字

E. 可以互換的同義詞

ここでは、Cが先のIあるいはIIの1に相当し、その他のいわゆる通用字にA B D Eの四類を設ける。

あきらかな誤写、これも認定は難しいけれど、その場所にはありえない文字の「かたち」が表われる場合にはある程度容易に認定できる、そんな誤写は別として、そうでない場合、われわれの

文字意識とその写本の文字意識との間には、当然認定に差がある。

例えば、Iの場合には異体字との関係が問題になる。塙書房版が「底本のみ誤字」と認めた埤(埤)や能(能)の扱いの妥当性は、「底本だけの筆癖、特殊な通用字」(船一舡、折一析、年一羊など)との関係(つまりIIの1との関係)で考えられなければならない。それはCなのかDなのかの区別に関わる。

また、IIの2などは、万葉集の場合、音仮名の異同(可一加、吉一伎など)に相当しよう。あるいは読音を我が国の訓に相当させた場合には、川一河、思一念などの同訓異字に関わることになり、そうなるIIの4やEとの関係が問題になってくる。また、度一渡、舟一船などは、AとEのどちらにも含まれ得よう。

さらには、A・Bにみえる「通用・借用」をどう考えるかという問題がある。「通用」についても中国では、いろいろと分類が試みられている。

たとえば、余心楽「論通用字」⁽⁹⁾では、「二字同音或音近、有相同の意義」を通用字とし、それを、

仮借・通仮

古今字

異体字(ただし「異体字不是相通而是相同」ともいう)

に分けており、「通用」の中に「借用(仮借・通仮)」を位置付け

ている。また、劉又辛「談談仮借字・異体字・古今字和本字」⁽¹⁰⁾でも「通」を、

同源字(分別字・區別字とも)

異体字——音義相同

仮借字——音同義異

に分け、同源字(同源通用字)と仮借字(同音借用字)とを区別しながら、やはりそれを「通用」の中に位置付けている。また、両者とも異体字を同列に扱うが、異体字(音義相同)と仮借字(音同義異)とは、義が同じかどうかの差であり、それは余心楽がいうように「不是相通而是相同」と考えると、同じ字か異なる字かの判断の問題に発展する。とすると、これは「通用」という用法の問題とは区別されねばならないだろう。また、古今字、同源字という、通時的な側面が入りこみ、その点で他とは区別される。これも問題であろう。今一度、我が国における漢字の用法に即して整理しておく必要がある。

四

異文、つまり二つの文字の異同を、形・音・義の三要素の相同に求めるならば、

①形・音・義相同

②形・音相同、義異

③形・義相同、音異

④音・義相同、形異

⑤形同、音・義異

⑥音同、形・義異

⑦義同、音・形異

⑧形・音・義全異

の八種類が想定できる。厳密に言えば①だけが同字であり、⑧が誤字ということになる。②③はヨミや解釈の問題であり、④⑤⑦が一応「通用」の問題となる。ただ、同じ字か異なる字かという意識を考えたとき、異体字と言うのは、同じ字の異なった形と考えられるし、通用と言うのは異なった字の用法の問題と理解できる。つまり、同字意識によってこれらは、はっきりと区別する必要がある。

同字意識の面からは、次のように整理できよう。

同字意識

I. 同形同字①

II. 異形同字

異体字④、あるいは同字体の異形

別字意識

III. 異形異字

a 通用字

音通⑥ (音あるいは訓同、形・義異)

訓通⑦ (義あるいは訓同、形・音異)

b 誤字⑧、譌字

IV. 同形異字⑤ (形同、音・義異)

これによると、異体と通用とは同字意識、別字意識の差ということになる。つまり、異体とは文字体系内の要素の問題であり、通用とは文字の運用の問題なのである。ただし、後に述べるように同字意識、別字意識は連続する面があり、その区別は実際には判断が難しい。その判断の基準はいまだ明確にしえないが、異体字の研究の進展によって、ある程度判断が出来るようになると思われる。今は今後の課題とせざるをえない。

II. 異形同字では、その「かたち」が、字体の違いか字形の違いかが問題となる。同字で字体の異なるのが「異体字」(萬一、万、辨一弁など)であり、単なる字形の異なりは同字体の異なる「かたち」と見なされる(文一父、沾一沾など)⁽¹¹⁾。ただし、これは字体と字形の定義に関わる。そしてその定義も人それぞれ微妙に違いがある。⁽¹²⁾ 字体と字形との関係を、音韻論における音韻と音声との関係に相当させる見方があるが、それでも音韻の定義がやはり

ゆれているのとまさにパラレルの関係にあるといえよう。ここでは、詳しく論じることがはしないが、字体を文字の形の規範意識として考えておく。

「字体」の問題としては、正・俗・通、古・今、繁体・略体あるいは増画・省画などの区別があげられる。これらの異体字については、塙書房版も桜楓社版も異同はあげないのを原則としている（塙書房版の凡例参照）。通用と考えられる文字は異同をあげ、できるだけ古い形を採用するのは対照的である。

「字形」の問題としては、吉―告、武―哉などの形の近似による誤字は別として、書写の際の運筆による異形（沾―沾、年―羊、文―父、且―且、楢―楹など）がある。桜楓社版ではこれらの異同をいちいち注記するが、塙書房版の判断が適切であろう。さらに、「かたち」の問題としては、前稿で取り上げた、字形の近似による通用（鳥―焉、己―巳―巳、従―徒―徒など）や偏旁の通用（木偏と手偏、獸偏の通用など）など、同形異字の問題につながっている。すくなくとも筆者の意識としては、われわれが現在の基準で別字と考えるほどの違った字は書いていないと思われるのである。

通用字は、さらにヨミの面から、次のように整理できる。ただしこの場合、訓の扱いが注意される。わが国の訓は音と義の両面

を備えていると理解せねばならない。

①同音による通用

阿―安、可―加、都―追など（借音仮名）

可―香、多―田、奈―名など（借音仮名と借訓仮名）

②同訓による通用

河―川、思―念、君―公など（正訓）

藪―借、細―妙など（正訓と借訓仮名）

これらは、実は異体字と同じように、小島憲之、井手至両氏によつて指摘されたような⁽¹³⁾、筆者の筆癖による場合が多い。にもかかわらず、塙書房版の凡例に見るように異同の扱いかたが異なるのはまさに、われわれにとつての同字意識の問題なのだ⁽¹⁴⁾と理解できよう。本文異同のあげ方に揺れが見られるのも、このあたりの事情による。これらの中には、時代・位相によつて採用される「かたち」が規定される場合もある。

異体字も含め、両テキストに示された校異は、その多くがこのような異文である。塙書房版では、これらについて、

訓に影響がないばあいでも、他の古写本の字面が恐らく古いと思われるときは、それを採用した。

といった処理を施している。桜楓社版でも言明はされていないが、ほぼ同様の処理が施されている。その方法は、すでに小島、井手

両氏によって示された通りであり、万葉集本文再建の一つのありかたを示したものと理解できよう。⁽¹⁵⁾ しかしながら、現存諸本によるかぎり、この方法にも限界のあることは、いなめない。また、そのまま原本の姿に遡れるものでもない。正倉院文書などの当代資料による文字の「かたち」の研究の積み重ねが、ある程度この限界を補うことになるが、⁽¹⁶⁾ これにも限界があろう。「古いと思われる」かたちを採用することの意味も、もう一度考え直されてよい。

五

ところで、異体と通用との間でゆれる一群がある。「かたち」の類似する、あるいは文字構成要素を共有する、次のような一群である。

① 偏旁の有無の違い

① 佐―左、理―里 (同音による通用)

② 渡―度、船―舟 (同訓による通用)

② 偏旁の相違による違い

① ア、伎―岐、怒―努 (同音による通用・音符同)

イ、鍾―鐘 (同音による通用・音符異)

② ア、波―浪、超―越 (同訓による通用・義符同音異)

イ、嘆―歎、埼―崎 (同訓による通用・義符異音同)
ウ、潮―湖、糠―粳、摺―揩 (その他)

③ その他

ア、偏旁の位置の違い 峰―峯、胸―胷、群―羣
イ、点画の小異 大―太、小―少

① 偏旁の有無の違いは、先に見た中国における異文の整理のうち「同源字」「可以互換的同義詞」に相当する。基本的には別字と理解されるが、増画・省画といった異体字、つまり同字別体と解釈することも可能である。これは③イにもあてはまる。まさに通用と異体との中間に属する、客観的には別字同字の意識を判定しかねる一群である。③アは、通常異体字と理解されるものである。

② 偏旁の相違による違いの①アと②イとは義符の通用と理解される。韓耀隆『中国文字義符通用积例』⁽¹⁷⁾では、義符の通用を次の三つに分ける。

一、義近通作 (イ―走―足、目―見など)

二、義異或作 (示―肉―馬、刀―金など)

三、形近譌作 (手―木―犬、目―肉など)

このうち、一と二の区別は微妙であるが、一の「義近」が「義同」と解釈されれば結果的には異体字となり、そうでなければ二

と合わせて通用字と考えることができる。いずれにせよこれらは、基本的には「同源字」の偏旁添加（いわゆる區別字）に準じて考えられよう。双方とも、類義で同じ構成要素を共有する異字として、通用していると見なされる。さらに、三は義符の意義が異なっており、本来は異なる字でありながらその「かたち」の近さによつてのみ同義となつている。いはば、同形異字の現象を現出しているのである。これらは音が共通する点でやはり異体字と考える余地を持つている。特に②イは音訓が同じであり、まさに異体字の關係、音義相同形異の關係にあるといえよう。

これらに比して⑥②アはどちらかという別字の意識が働いており、むしろ川—河、思—念などに連続してとらえられる。①②にもこのような面がある。

⑥の①イと②ウとは、以上の一群とはやや性格を異にし、それぞれの歴史的な用字傾向を明らかにしなければならぬ。一部言及がなされているが、これからの課題である。⁽¹⁸⁾

このように、偏旁や小異に関わる一群の文字の異同は、通用と異体との間で連続的に捉えられるが、このような異同は広く諸本の間認められる。これらは基本的には同音あるいは同訓を原則としておりヨミに変わりはないのが通常であるが、本文の取り方によつては時としてヨミに関わつてくる場合がある。

或者之あるひとの 痛情無跡あなごころなと 将念おもふらむ 秋之長夜乎あきのながよを 寤臥耳ねさめふすのみ (⑩二三〇)

二)

初句を西本願寺本、類聚古集などは「惑人(ワビビト)」(類聚古集は付訓せず)とし、元暦本、紀州本では「或人(アルヒト)」とし、現行の注釈でも訓みが一定しない。同様の例は、卷九・一八〇一にも、

「或人(アルヒト)」(元暦本、紀州本、類聚古集)

「或人(ワビビト)」(西本願寺本)

「惑人(ワビビト)」(版本)

とあり、やはり訓みが一定しない。訓に問題はなくとも「或—惑」の異同は、卷二・一九九(マドフ)、卷四・六七二(マドフ)、卷五・八〇〇(詞書—情)にも見える。この通用は「成—盛」と同じく伝統的に見られるものであるが、にもかかわらず、文字の通用を考えると、訓の定まらない場合のあることが指摘出来よう。

あまのがは 天漢あまのがは 水左閉而照みづさへにてる 舟竟ふねはてて 舟ふねなるひと 人いもとみえきや 妹等所見寸哉

(⑩一九九六)

第二句から第四句にかけて諸注ヨミが一致しない。温故堂本が「竟」を「競」とする。ヨミの一致しない原因はこの文字によるわけではないが、武田全註釈は「フナギホヒ」とする。西本願寺本では卷一・三六、卷二・一九九、卷一六・三七八六詞書に

「競」を「竟」とするのが見える。これも「竟」を「競」の省画と見る可能性が文字の面だけからはあるといえよう。

秋野之 あきのの 草花我末 をばながうれに 鳴百舌鳥 なぐもずの 音聞濫香 こなきくらむか 片聞吾妹 かたきけわぢも

(⑩二二六七)

第四句「音聞濫香」の「濫(ラム)」を、元暦本、類聚古集、紀州本は「監(ケム)」に作る。ヨミには関わらないが、巻九・一七一八では「尔監(ニケム)」を藍紙本、伝壬生本、西本願寺以下が「尔濫(ニケム)」に作る(藍紙本、伝壬生本は付訓せず)。「監―濫」の異同は他に巻十一・二六〇七(在―、アルラム・アリケム)、巻十二・二九四七或本歌(西本願寺本のみ「濫(ケル)」)にも見え、巻九・一七一六では桜楓社版が諸本「経濫(ヘラム)」を「経監(ヘニケム)」に意改している(紀州本は「監」のようにも見える)。

借音仮名の場合は、音を共有するのでこのようなことは起こりにくい。他にも「努・怒・弩―奴」の異同がヨミに関わる異同として挙げられる。

このように、通用字なり異体字がヨミに関わってくる場合を、いくつか指摘できるが、逆に言えば、これらのヨミの混乱や本文の異同は、ある書写の段階では、それらが通用すると認められていたということになる。そしてそれは、ある段階での読み手に

は通じなかったということである。前稿でもふれたが、こういった通用・異体の意識は、現代のわれわれの感覚とは同じでないように、書写される人や時によって一様ではない。本文が変化してゆく要因の一つとして、このような通用するあるいは同じ字とみなす意識の多様性を考えることができよう。

前節に述べたように、通用か異体かの違いは同字か別字かの判断にあるわけだが、このように整理して古写本間の文字の異同を見ると、比較的自由な文字の書き換えは、通用も含めわれわれの感覚以上に同じと見る範囲の広がったことが窺われる。これらの本文の異同は、決して誤写ではなく、どちらに書いても同じと判断された結果と考えるべきではないか。その意味でも、それぞれのテキストにおける通用の見極めは、それを読む上で重要な要素となるのである。

六

以上、現行の活字テキストの校訂注記から、異文・通用に関する整理とその問題点について考えてきた。ここまで述べてきて、われわれには文字は読めるかという最初の問いに答えが見付かったわけではない。やはり、依然として文字は確実に読めるとは言い難い面がある。

万葉集という資料自体、わが国の文学作品、あるいは漢字で書かれた資料としては、特殊な面があるし、従ってその研究史にも特殊性が認められる。その点は考慮するとしても、やはりなおかつ、万葉集の本文批判の前に立ち足はかかる問題は大きい。

小島憲之、井手至両氏による本文批判の方法およびそこに示された換字の例は、⁽¹⁹⁾そのまま古写本間の通用の範囲を示している。それらは明らかに、その時点の書写者によって、交換可能な通用字もしくは異体字と見なされたのである。

西本願寺本という一つのテキストを考えた場合、これらの異体字や通用字は、これらでもって一つのテキストを構成している。であり、他の諸本との異同は参考として必要ではあるが、「古いと思われる字面」に校訂を施すことの是非、その長所短所は、もう一度問いなおされてもよいのではないか。最近、古典の多くの分野で、一つのテキストによるヨミが（ヨミの意味が違いかもされないが）問われているが、万葉集にあってもそのことは考えられてよい。

西本願寺本はそれ自体一つの校本であるが、そこに示された異本注記の解釈も一つの問題となる。例えば、「倭文（シツ）」に対して巻三・四三二では「文イ」、巻四・六七二では「父イ」とある。確かに本文の「かたち」が微妙に異なるようにも見えるが、

それは「文―父」が筆の運びによることを否定するものではなからう。「文イ」とあるから本文は「父」であり、「父イ」とあるから本文は「文」であるとはならないはずである。また、「歌―詞」をまめに訂正しているが、これも両者が全く別字であると認識されていたと言うことではあるまい。「菖蒲」の「蒲―補」の異本注記も同様である。これらの意識についてはなお原本に付いて考えるべきであり、これも今後の課題である。これらの注記や訂正まで脚注に示す桜楓社版の方針は、活字テキストを提供することの意味から言うところ、活字版の方針に譲る所があるが、一つのテキストを考える上では評価できる面もある。⁽²⁰⁾

校訂のあり方は基本的には文字認識のあり方に左右される。そしてそれは一つ一つのテキストの吟味から出発する。⁽²¹⁾従って、今後も一つ一つのテキストの厳密な調査・検討がなくてはならない。しかし、それぞれの吟味の積み重ねだけでは、文字意識の姿は見えてこないのではないか。あえて全体的な見通しを考えたゆえんである。一つのテキストの論理だけでなく、そのテキストを取り巻く環境に則した文字意識を、時代の流れの中で位置付けることが、文字史だけでなく校訂という作業にも必要なものではなからうか。文字を読むための研究はまだ緒に就いたばかりである。

注

- (1) 佐竹昭広・木下正俊・小島憲之共著『万葉集 本文篇』(塙書房、一九六三・六、いま第十二刷一九七四・二を使用)
 鶴久・森山隆編『万葉集』(桜楓社、一九七二・四、いま重版一九八四・一を使用)
- (2) かめいたかし「古事記はよめるか」(『古事記大成 言語文字篇』(平凡社、一九五七・十二)のち『日本語のすがた』(吉川弘文館、一九七五・十)所収)
- (3) 池上禎造「万葉集はなぜ訓めるか」(万葉第4号、一九五二・七)
 かめいたかし「万葉集はよめるか」(美夫君志第7号、一九六四・六)
- (4) 日常の書記と改まった場面での書記とでは文字に対する態度は異なるであろうし、テキストにどのような態度で臨むかによっても文字の「かたち」の判断の基準は異なるはずである。
- (5) 樺島忠夫「集合としての文字」(語文第32号、一九七四・九)、「文字体系の構造」(計量国語学75、一九七五・十二)、「文字の体系と構造」(『岩波講座日本語8 文字』、一九七七・三)
 杉本つとむ『異体字とは何か』(桜楓社、一九七八・十二)
- (6) 注5 樺島氏論文
 石塚晴通『図書寮本日本書紀 研究篇』(汲古書院、一九八四・二)
- (7) 徐仲華「談写別字」(中国語文一九六五年第五期)以下、中国の文献については、
 全広鎮『两周金文通仮字研究』(台湾学生書局、一九八九・十)
 に付された文献目録によるところが大きい。
- (8) 陸宗達・王寧『訓詁方法論』(中国社会科学出版社、一九八三・十二)
- (9) 余心楽「論通用字」(江西師院学報 哲学社会科学版、一九八二・四)

(10) 劉又辛「談談假借字、異体字、古今字和本字」(西南師範學院學報、一九八四年第二期)

この他、通仮字に関して、

大川俊隆・高橋庸一郎・福田哲之「雲夢睡虎地秦簡通假字索引」(朋友書店、一九九〇・九)

の解説(大川氏担当)が参考になる。その中に触れられた、王関士「儀礼漢簡本考証」(台湾省立師範大學國文研究集刊第11号上冊、一九六七・六)

の異文の分類(①形符の増省又は有無 ②形符の異文 ③形符の異位 ④異体 ⑤正俗 ⑥音が同じか近い ⑦音は異なるも形が近い ⑧書異 ⑨筆誤 ⑩諱字 ⑪義通 ⑫隸混)は、個別の作品に依っているも検討すべきものであるが、今は別の機会に譲る。

(11) 桜楓社版に示されたこれらの異同は、筆の運びによる「かたち」の違いであり、筆者は別字とは判断しなかったと思われる。その際、西本願寺本に見える③④③①などの傍書の解釈が問題となろう。ただしこれは、文字の「かたち」の確認と解釈することも出来よう。

(12) 注6参照。一九九一年度国語学会春季大会(於甲南女子大学)での佐藤栄作氏の口頭発表とその質疑は、やはり

文字の異同あるいは通用

「字体」についての共通理解が得られていないことを痛感させた。

(13) 小島憲之「万葉集古写本に於ける校合書き入れ考」(国語国文第11巻5号、一九四二・五)、「万葉集原典批評―私考」(国語国文第13巻3号、一九四四・三)

井手至「類聚古集の換字をめぐって」(『澤瀉博士喜寿記念万葉学論叢』、一九六六・七)、「古写本の換字」(万葉集研究第6集、一九七七・七)

(14) 例えば、潮―湖、梗―糠、措―摺など。橋本雅之「万葉集写本の文字―措と摺―」(『吉井巖先生古稀記念論集 日本古典の眺望』、一九九一・五)に史的考察がある。

(15) 注13参照。その他、万葉集の本文再建については、佐竹昭広「万葉集本文批判の一方法」(万葉集第4号、一九五二・七)のち『万葉集抜書』(岩波書店、一九八〇・五)所収

木下正俊「万葉集写本の意改」(文学第48巻2号、一九八〇・二)、「万葉集古写本の本文改変」(関西大学国文学第

67号、一九九〇・十二)

などが、注目される。

(16) 北川和秀「万葉集諸本における字音仮名「亅」「氏」について」(一九九〇年度万葉学会全国大会研究発表)は、その可能性を示したものとして注目される。

(17) 韓耀隆『中国文字義符通用釈例』(文史哲出版社、一九八七・二)

(18) 注14参照

(19) 注13参照。

(20) この点で、『新編国歌大観』に収められた万葉集は、訓も含めて底本である西本願寺本を忠実に翻刻するように努めており注目される。

(21) 山田忠雄「認識論的的文字論―誤記・誤植と通字のあひだ―」(国文学攷第72・73合併号、一九七六・十二)は、文字の「かたち」の認識について、テキストの吟味の重要性を説く。

(いぬい よしひこ・帝塚山学院大学専任講師)

奥村真希	700	岡山市津島本町1-44-3 安井英夫アパート202号	0862-56-2184
草薙千尋	700	岡山市中納言3-9 プレジール中納言305号	0862-71-2378
国際日本 文化研究 センター	610-11	京都市西京区御陵大枝山町3-2	075-335-2066
菅原準	170	東京都豊島区北大塚2-34-10 清風荘1-2号	
相馬佳代子	700	岡山市妹尾1120-38	
竹内和子	475	半田市協和町2-100-1	
東京大学 文学部国 文学研究 学研究室	113	東京都文京区本郷7-3-1	03-381-2111
永原琢平	631	奈良市敷島町2-481-7	
西野禎一	630-02	生駒市緑ヶ丘1420-2カルム123	07437-3-3306
林田正男	830	久留米市津福今町480-94	0942-31-3608
堀勝博	663	西宮市甲子園砂田町1-7-201	0798-42-1968
室岡宏子	520-02	大津市美空町1-6-101	0775-73-6438
山本和弘	814	福岡市早良区西新7-1-41-302	092-846-3265

会 員 名 簿 補 訂

氏 名	☎	住 所	電 話 番 号
新入会員			
阿 部 園 子	586	河内長野市大師町1-12	
井 田 邦 弘	100	東京都千代田区有楽町1-2-11 有楽ビル4階	03-3501-4058
梅 木 裕	772	鳴門市鳴門町高島字中島99-7 鳴門教育大学学生宿舎1-205	0886-87-2449
大 石 嘉 美	425	焼津市焼津3-3-19	054-627-1322
大 埜 文	700	岡山市伊島3-6-20	0862-55-3932
大 本 勝 則	704	岡山市益野町262-36	08694-2-6957
鍵 本 有 理	657	神戸市灘区鶴甲4-5-26-404	
北 井 勝 也	533	大阪市東淀川区上新庄1-4-10 第10シンワマンションA-29	
清 田 せ い	344	春日部市備後2043-26	048-735-8999
須 田 真 知 子	700	岡山市伊福町3-20-9-406	
東 京 女 学 館 短 期 大 学 館 図 書 館	194	町田市鶴間1105番地	0427-96-1145
内 藤 晴 子	211	川崎市中原区井田1578-4	
長 野 一 雄	631	奈良市平松5-23-8	0742-44-9604
西 山 輝	713	倉敷市玉島富821	08652-2-7262
野 田 洋 子	657	神戸市灘区篠原本町5-4-17 篠原金江ハイツ402	078-861-4055
橋 本 佳 岳	700	岡山市南方2-12-2	0862-23-0693
宮 下 恵 美	700	岡山市清心町17-7 イーストアイランド102号	0862-53-4582
宮 武 順 一	701-01	岡山市白石48-4	0862-53-3428
矢 野 茂	882	延岡市恒富町2-9-2	
変更 (改姓・変更・表示を含む)			
梅 田 徹	573-01	枚方市長尾東町3-1-13	0720-59-7733
大 黒 真 一	700	岡山市今村653-108 シャトル阿佐101号	0862-45-1598
大 島 信 生	516	伊勢市馬瀬町423-6	0596-37-5084

編輯後記

○本号がお手許に届く頃には、もう全国大会も終わって、秋も深くなっていることと思う。晩夏から初秋にかけて雨が多かつた。梅雨明けの投稿を期待した身とて、望んだ雨ではない。

○粕谷氏の論は千年の歴史をもつ日本書紀の訓読に新たな一石を投ずるもの。鈴木氏は越中国守時代の家持における大伴坂上郎女の贈歌の意味を説く。渡辺氏のもの、昨年度の研究発表に基づく。歌群構成の方法に一つの発見を加える。乾氏は萬葉集の本文校訂の批判を通して、文字論の基本的な立場を模索する。

○篤志の方より金一萬円の寄付を戴いた。記して感謝申し上げます。

○萬葉集を開いてみて、なんとなく思いつくことがあって、そのことが既に言われていることであつた場合、がっかりする時と意を得た気持ちになる時とがある。前者はそれで終わり、後者のみが論へと成長する：などと考えてみた。いかがであろうか。

○今年度全国大会の成功を期したい。

(内田)

◇お願い◇

1 御投稿、書籍・雑誌の御寄贈は学会本部あて

2 入会申込み、住所変更・改姓等の届出、学会費の現金(小切手・小為替)による納入、本誌既刊号の購入等の事務事項は、すべて下記の清文堂出版あてにお願いいたします。

投稿規定

一、投稿資格は会員に限る。

一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。

一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度(ただし「黄葉片々」欄は十枚以内)。

一、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申出があれば実費でこれに應ずる。

萬葉學會會則

一、本会は萬葉學會と称する。

一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて会員となることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を発行する。

一、本会は随時、萬葉に関する見学旅行、文

献の展観、研究発表会、講習会、講演会、図書出版、その他を行なふ。

一、会員は、年額三千元の会費(誌代を含む)を年度初めに納入する。

一、本会の事務は

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号

大阪市立大学文学部国語国文学研究

室内(郵便番号五五八)

において行なふ。

平成三(一九九二)年十月二十五日印刷

平成三(一九九二)年十月三十一日発行

頒価 七百五十円

〒558 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号

大阪市立大学文学部

国語国文学研究室内

電話(〇六)六〇五二四四

編集・発行 萬葉學會

代表者 小島憲之

振替大阪〇二九一四七番

〒542 大阪市中央区島之内二丁目八番五号

清文堂出版株式会社内

発売所 萬葉学会事務室

電話(〇六)(三二一)六三三三

印刷所 大阪書籍

平成三年十月三十一日発行

萬

葉

頒価 七百五十円
送料三十一円